

令和 7 年度 第 1 回 八千代市 緑化 審議会

次 第

日 時	令和 7 年 6 月 6 日 (金) 1 4 時 0 0 分 から
場 所	八千代市役所 多目的棟 会議室

1 開会

2 委員自己紹介及び職員紹介

3 議題

- (1) 令和 6 年度 第 1 回 八千代市 緑化 審議会の各委員意見の反映について
- (2) 八千代市緑の基本計画の改定について (3 章 ・ 4 章 ・ 5 章)
- (3) その他

4 閉会

令和 6 年度第 1 回八千代市緑化審議会の各委員意見の反映について

	委員発言要旨	事務局	今後の対応方針
西廣会長	・民有林や生産緑地は減っているという傾向があります。 ・数値目標に到達していませんが、到達できる見込みがあり、それに近いところまで来ているという説明だと理解してもいいですか。 ・到達の手応えはいかがですか。	・森林が年々減少しています。公園については、開発等によって微増していますが、全体的に見れば減少傾向にあります。 ・八千代市内では、八千代広域公園という大きな公園を整備中です。その整備が完了すれば、現在の目標の半分くらいまでは満たすことができますが、それを踏まえたとしても、全体的に減少していることを考えると難しいところもあると思います。 ・また、都市公園等の整備の水準ということになると、都市公園等言えば、最初に述べたように公園自体は、緑ヶ丘にも新しい公園ができています。このように公園はいくつかできています。人口についても、今後急激に上昇することはないので、2 番目の都市公園等の確保水準については、達成の見込みがあります。今後はそのような見込みがあります	・生産緑地、民有林の減少への対応 ・審議会後の西廣会長コメント（街路樹や街区公園に雨水浸透機能を付加する事例が国内外に多数。・雨庭（レインガーデン）など、住民参加型の防災整備が進行中。生活環境と防災を統合した自然活用型のまちづくりが求められる）についても参考に検討を進める。 ・24 頁、2 章-4「緑の課題に追記」 ・（5 章-施策 1）県産木材の利用周知を追記 ・（5 章-施策 32）街区公園での雨庭の活用を追記
原委員	・街路樹やサクラなどに大木化しているものがあります。並木などはこちらの、緑の基本計画の中に入っているのでしょうか。	・公園だけに限定しているわけではありません。 ・樹木医による点検は、全てについて行っているわけではなく、各樹木を管理するセクションで危ないと判断したものについて行っています。例えば公園の場合であれば、公園の中の緑地や昔からの原	・公園緑地の樹木の点検状況について、22 頁、第 2 章-3-（6）「旧計画で定めた重点施策の取組状況について」に追記。 ・（5 章-施策 25）（5 章-施策 42）公園植栽に加えて街路樹の老木化について追記

	委員発言要旨	事務局	今後の対応方針
		生林のような所で樹木が老木化して、台風が来たときに倒れてしまうこともあります。そのような危険性が高いと判定したものから順に進めているという形になります。	
西廣会長	・場所によっては、企業と連携して、民間の土地を自然共生サイトに指定するなどして、企業の力を借りながら、大事な機能を維持していこうという法制度も始まっています。この枠を少し越える話になりますが、民間が持ってきた緑地の維持を何とかしていきたいと思っているところです。これは私の感想です。 ・地権者にメリットがある形で守ることをもっと広く議論したいというコメントをしておきます。		・審議会後の西廣会長コメント（白井市：現在策定中の「景観と緑の計画」に、機能性の高い緑地を保全する方針を組み込み予定）などを参考に検討を進める。 （参考：西廣先生審議会後後コメント） ・雨水の地下浸透による地下水涵養や、生物多様性の保全に関する地図データを多数保有しており、情報共有や提供が可能。こうしたデータを活かすことで、地域ごとの具体的な議論・連携の促進を期待している。 ・企業との連携による地域貢献型の取組が取り組みとしてあるとよい。 ⇒第2章緑の概況に追記し、第5章全市的視点から見た緑の施策で具体化できないか検討。 ・（5章・施策15）雨水の地下浸透による地下水涵養に関わるデータを踏まえて追記（予定）
原委員	・八千代市の、現在の緑の環境の、基本的な空間として、八千代市の南半分には住宅地があり、マンションや都市公園があ	・6章で、各地域のゾーニングについて確認してもらい、それについて、8ページや7ページにある全体的な部分の概況	

	委員発言要旨	事務局	今後の対応方針
	ります。北半分は里山の景観が残っていて、緑が豊かで、ゴルフ場などがあります。ゴルフ場の中にも緑豊かな場所もあります。 ・北と南でかなり違うものが八千代市というくくりでは一緒になってしまいます。それをつなぐものとして、新川や水系が加わるような印象を持っています。ですから、いきなり大きなものを入れるのは難しいかもしれませんが、南のほうの都市化した地域で何をするのか、北の里山景観が残っている地域では何をするのか、ゾーニングのような視点をぜひ入れてほしいと思っています。個別的になっても構いません。 ・概況としては、先ほど述べたような、二分されているような意識が必要です。	に追加したい記述や変更したい記述についての意見があれば、こちらに戻って検討することも可能です。	
西廣会長	・国の、都市緑地法の改正やグリーンインフラ推進戦略の中の、最後の部分で、どちらも『八千代市ではこれまでに』と述べて、説明しています。この意味合いを教えてください。 ・八千代市では既に行っていると言いたいのでしょうか。それとも、これらのことを国の流れに合わせてさらに発展させていくという意味でしょうか。この部分の意味合いについて補足してください。	・今指摘のあった、下の行について説明します。現状の国の方針としてもこのようになっていますが、それについて、現行の計画における該当箇所を紹介しているという補足的な事項です。国が示した指針に対しては、このようなことをしているということです。 ・ただ、これで全てを行っているということではなく、これ以外にもできることがあれば追加していくということになります。現状で行っていることについて補足しています。	・(2章・13頁) これで全てを行っているということではなく、これ以外にも国等の取組に準じた施策を推進していく旨、追記。

	委員発言要旨	事務局	今後の対応方針
	•それが分かるような書き方にするほうがいいと思います。『進めています』まではいいかもしれませんが、このような取り組みを基に、情報を仕入れながら国の流れにキャッチアップし、より良いものにしていくという位置付けで書いてあることが分かるようにするとよいと思います。		
西廣会長	•都市緑地法の改定では、結構多くのことが変わっています。優良緑地確保計画認定制度、つまり TSUNAG 認証制度というものがあります。これは自治体が申請することもできますし、さまざまなことを配慮している工場の緑地も申請することができるもので、昨年 11 月から動き始めています。気候変動対策、ウェルビーイング、生物多様性などがキーワードになっており、それらに積極的に取り組んでいる緑地を認定して、税制上の優遇を与え、投資の呼び込みなどの結び付けようとする制度です。 •現時点でそれをうたう必要はないかもしれませんが、せっかくこのような制度があることに触れているので、TSUNAG 認証、つまり優良緑地確保計画認定制度のことも少し意識することができます。市内緑地でそれを取ることを考えてもいいのかもしれない。		•(2 章・15 頁) 優良緑地確保計画認定制度について追記 •(5 章・施策 7) 「市街地内樹林地の保全」の取組として優良緑地確保計画認定制度の活用を検討する旨、記載

第1章 計画の基本条件

資料1-2

計画の目的や緑の定義など計画の基本条件について示します。

1. 計画改定の目的

(1) 計画改定の背景と目的

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される法定計画です。

八千代市では、緑豊かなまちづくりを進めるため、「八千代市緑の基本計画」を平成15年3月に策定し、その後、八千代市の緑の状況や根拠法である都市緑地法の改正、社会情勢の変化、緑に対する市民意識の変化など緑を取り巻く情勢の変化があったことから、平成30年3月に改定を行いました（以後、「旧計画」という）。

しかし、平成30年3月の改定後も、緑を取り巻く様々な変化が見られます。本市においても社会情勢の変化に対応するため、令和3年4月にまちづくりの指針である八千代市第5次総合計画をスタートさせ、「人がつながり 未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」を八千代市の将来都市像とする施策を進めています。

本市では、こうした変化に的確に対応するとともに、これまでの緑豊かなまちづくりを更に発展させるため、八千代市緑の基本計画の中間見直しを行います。

八千代市緑の基本計画（中間見直し）（以下、「本計画」という）は、将来の緑地の保全や都市緑化の推進、公園緑地の適切な配置や維持管理、生物多様性の保全など、緑に関する様々な施策を体系的にとりまとめ、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的としています。

(2) 計画の期間

本計画は、概ね20年の計画期間を設定し、各年度は以下のとおりです。

基準年度	中間年度	目標年度
平成27年度 (2015年度)	令和7年度 (2025年度)	令和17年度 (2035年度)

(3) 計画対象区域

本計画は、八千代市全域を対象とします。

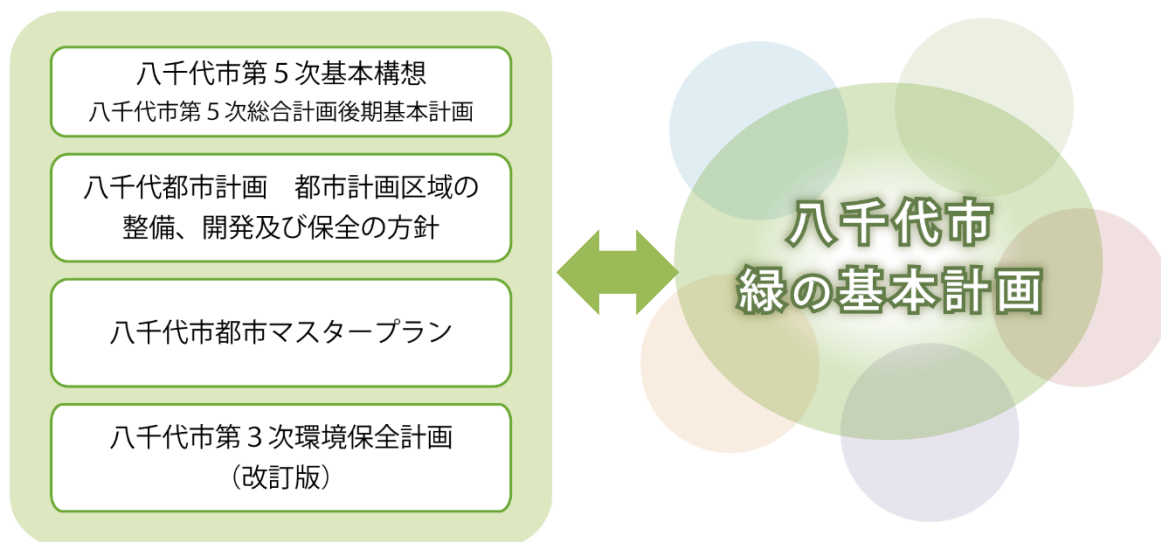
計画対象区域	都市計画区域名
八千代市全域	八千代都市計画区域



2. 計画の位置付け

本計画は、以下のような様々な上位・関連計画等を踏まえ、相互に関連しながら、緑豊かなまちづくりを推進します。

図 計画の位置付け



3. 計画の構成

本計画は、以下のような内容で構成します。

図 計画の構成



4. 緑の定義

本計画は、八千代市の全ての「緑」を対象とした計画です。本計画では、「緑」と「緑地」という用語を区別して用いています。

（１）緑とは

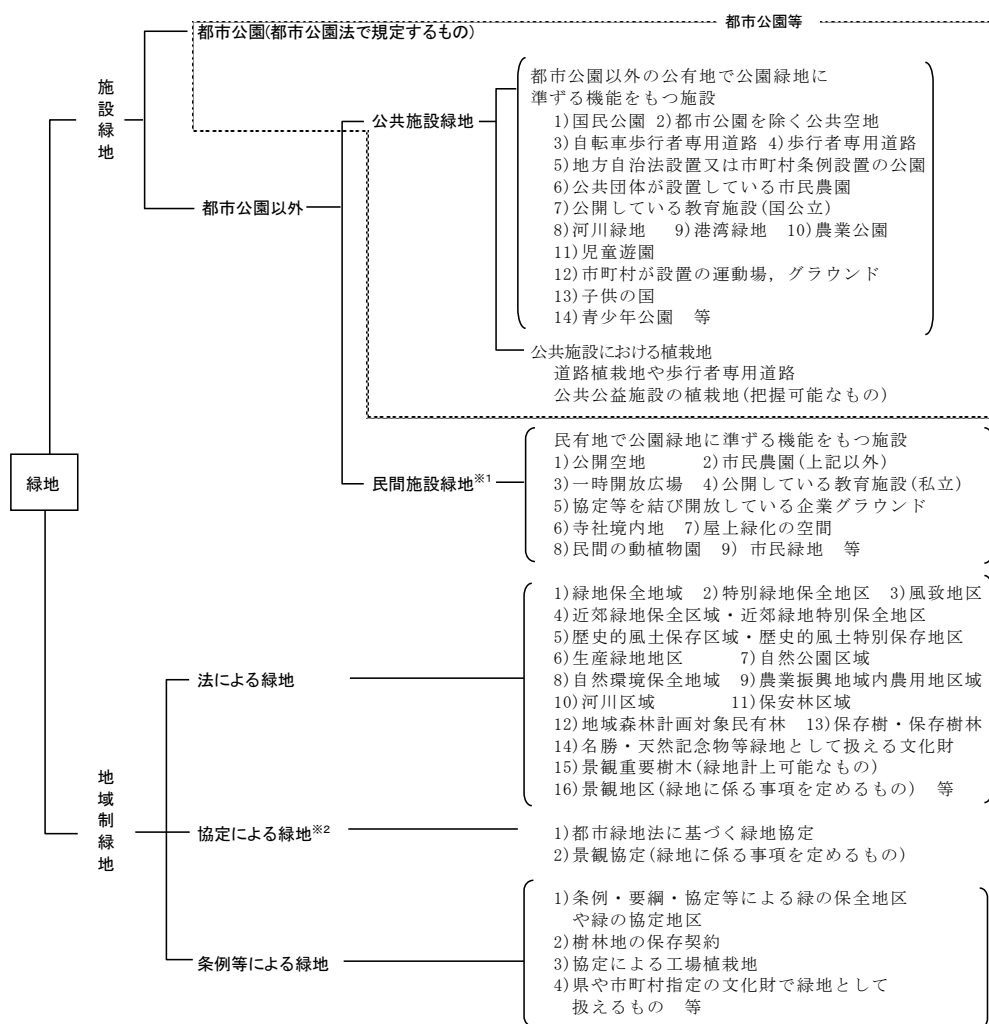
「緑」とは、樹木や草花などの植物のみを意味するのではなく、それらを含む周辺の土地や空間をも意味しています。個人の住まいの庭の緑や街路樹などばかりでなく、公園や広場、農地、樹林地、河川までも含む広い意味を持ちます。本計画は、八千代市の全ての「緑」を対象としています。

（２）緑地とは

「緑地」とは、何らかの制度または社会通念的な位置付けにより、永続的に担保されるオープンスペースを指し、次の２項目に整理します。

施設緑地	住民の利用可能な公園・緑地や、これに準じた施設及び公共施設の付属緑地など
地域制緑地	法や条例、協定などにより、一定の区域の緑を保全するもの

表 緑地の分類



※1 民間施設緑地は、公開しているもの、500 m²以上の一団となった土地で建ぺい率が概ね20%以下のもの、永続性があるものとする。

※2 面積算定をする場合は、植栽地面積等（協定により担保される緑化面積）を対象とする。なお、本計画では条例等による緑地として一律計上している。

5. 緑の機能

緑は環境保全やレクリエーション、防災や景観など様々な機能を有しています。

■環境保全 ～緑は都市の環境を守ります～

山林や農地などの緑は雨水をたくわえ流出する量を調整したり、気温などを調整する役割があります。また、緑には地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、新鮮な酸素を供給するとともに、大気中の浮遊物や排気ガスなどの浄化や、騒音を減衰させる効果があることがわかっています。こうしたことから緑は、人間を含めた生物の存在する都市の環境を守る、大きな役割を持っています。



■レクリエーション ～緑はレクリエーション活動の場を提供します～

市街地の中の公園や広場は、子供たちの遊び場やスポーツの場、住民の交流と憩いの場を提供し、また、谷津・里山や水辺は、自然とのふれあいの場として色々な形で利用されています。

■防 災 ～緑は都市の安全性を高めます～

緑は大地震などの際、住民の避難場所や避難路、火災の延焼防止などに有効です。また、水害や崖崩れなどに対しても一定の防止効果があることが認められています。このほかにも防風・防砂・防雪の効果や、ブロック塀を生け垣にすることで地震の際に倒壊する危険性を減らすことができるなど、都市の安全性を高める上でも大きな役割を果たしています。



■景 観 ～緑は潤いのある美しいまちをつくれます～

街路樹や公園の樹木、住宅の庭木、社寺の周囲を取り囲む樹林など、緑は美しいまちなみを形づくる上で欠かせない存在となっています。また、身近な樹木の成長や四季折々の彩りの変化が人々にやすらぎや喜びを与えるなど、心理的な潤いを与える役割を果たしています。



第2章 緑の概況

八千代市の概況や緑の現状について整理します。

1. 八千代市の概況

(1) 自然的条件の整理

①位置・面積

八千代市は、千葉県の北西部に位置し、北は印西市、白井市、南は千葉市、習志野市、西は船橋市、東は佐倉市と接しています。

東京（大手町）までおよそ 30km、成田国際空港にもおよそ 25km の位置にあります。

また、八千代市は、東西におよそ 8.1km、南北におよそ 10.2km の広がりを持ち、面積は 5,139ha（51.39 km²）となっています。

※令和 7 年 3 月時点の都市計画区域の告示面積（＝行政面積）は 5,127ha ですが、平成 26 年 10 月に国土地理院より測定方法の変更のため、行政面積が 5,139ha に修正されていることから、本計画では都市計画面積を 5,139ha として表記します。



図 位置概要

資料：千葉県 HP 54 市町村図に加筆

②地形・地質

八千代市の地形は、下総台地と呼ばれる標高 20～30m 程度の比較的平坦な台地と、台地が侵食されたことで形成された、標高 5 m 程度の低地（谷底平野）で構成されます。低地は樹枝状に複雑に入り込む「谷津」と呼ばれる地形となっており、八千代市の特徴的な景観を形成しています。

低地にはいくつもの河川が流れており、市域のほぼ中央を南北に貫流する新川に、桑納川や神崎川などが流れ込んでいます。

地質は、台地部は下総層群及び関東ローム層が、低地部は沖積層が分布しており、いずれも第四紀（約 200 万年前～現在）という最も新しい地質時代に形成されたものとなっています。

図 地形概要



資料：自然観察リーフレット

「八千代市の自然を歩こう！」

H16 年 3 月発行

③植生

八千代市の北部では、新川・桑納川・神崎川・高野川などの河川沿いの低地は水田、台地縁と斜面は樹林地、台地上は畑や果樹園、樹林地などの分布がみられます。低地の水田は谷津田となり、周辺の樹林地とともに、八千代市の特徴となる谷津・里山を形成していますが、耕作放棄地となっているものもあります。また、これら樹林地はクヌギ・コナラ林などの落葉広葉樹二次林や、スギ・ヒノキ・サワラなどの針葉樹植林が多くなっています。

市中央部から南部には市街地が広がっており、畑地や落葉広葉樹二次林が点在しています。

村上地区にある七百余所神社の森は自然度の高い常緑広葉樹自然林で、環境省の自然環境保全基礎調査において特定植物群落に選定されています。

次頁の図に、八千代市の植生状況を示します。

④動植物の状況

八千代市では、特徴的な谷津・里山を中心に多種多様な生き物が生息・生育しています。特に、環境省の選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」として、島田谷津とほたるの里が選定され、市民による保全活動が実施されています。

なお、島田谷津では、県内で唯一生育が確認されている希少水生植物のヤマトミクリが群生しています。また、周辺の樹林地では、豊かな里山の生態系のシンボルであるオオタカの生息も確認されており、ほたるの里では、良好な湿地環境が維持・再生され、ヘイケボタル、ニホンアカガエル、ジャコウアゲハなどが保全されています。

⑤水系

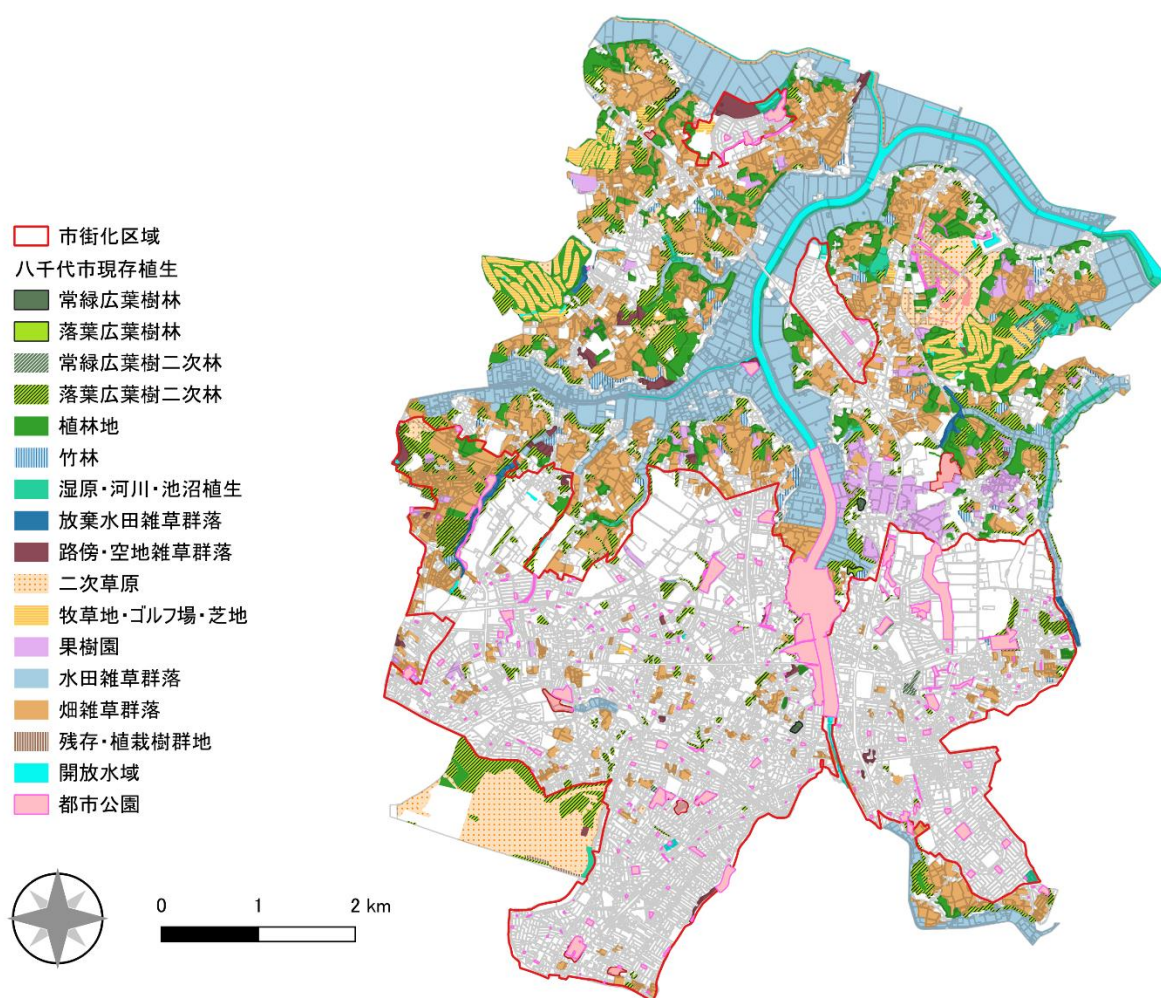
八千代市を流れる主な河川は、印旛放水路（新川・花見川）、神崎川、桑納川、石神川、勝田川、高野川、花輪川です。水系は樹枝状模様を呈しており、湧水も多く確認されています。新川は、大和田排水機場から印旛沼までの河川で、通常は印旛沼が下流になりますが、洪水時などでは新川の水を大和田排水機場で汲み上げて、花見川に放水し、東京湾に流すことがあります。

⑥生態系のネットワーク

新川や桑納川を中心として、水辺と両側に広がる低地や台地により構成される地域は、八千代市の代表的な自然環境です。台地にしみ込んだ雨水は湧水となり、谷津が形成されています。また、人々の営みにより低地や台地には、水田や畑地、斜面樹林や屋敷林などが形成され、特徴的な谷津・里山の環境が形成されています。

それらの環境により、多様な生物の生息・生育を可能にし、豊かな生態系のネットワークを形成しています。

図 八千代市現存植生



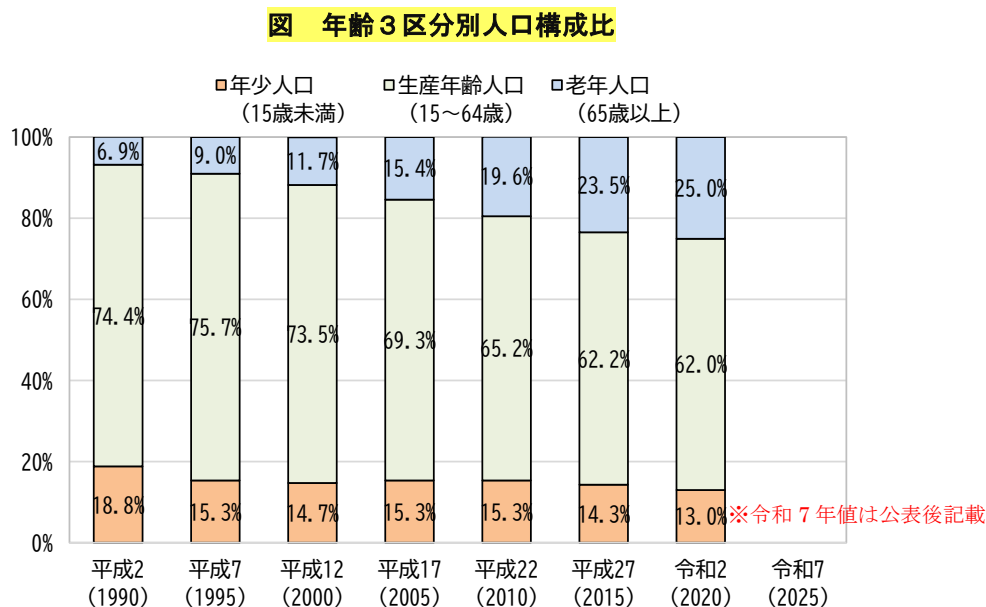
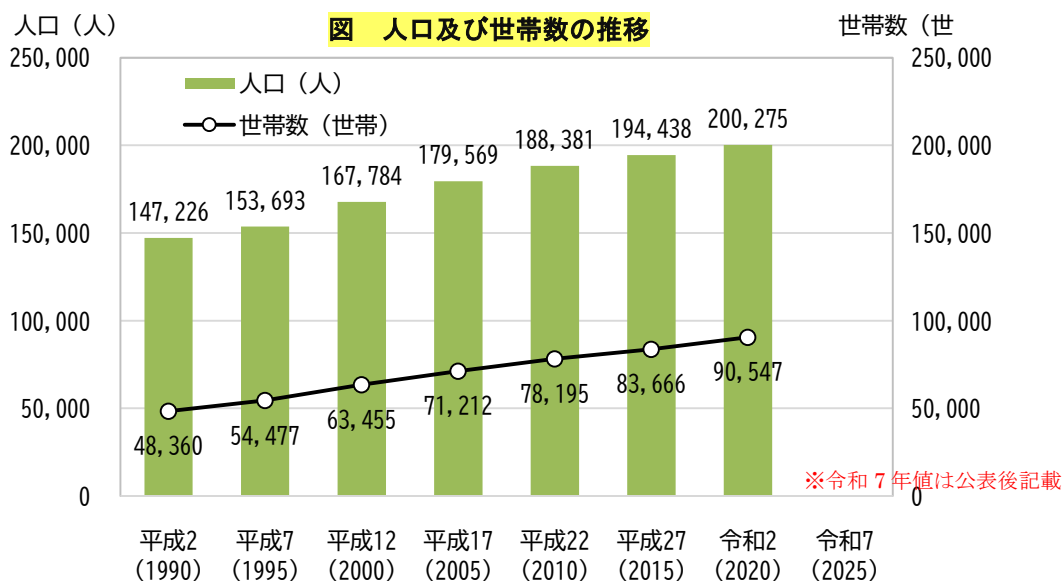
資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査（八千代市分H19年調査実施）を基本に，都市公園等のエリアは，R3年度都市計画基礎調査のデータを使用して作成。

（２）社会的条件の整理

①人口及び世帯数の推移

令和５年の八千代市の人口は 204,818 人、世帯数は 95,629 世帯です。人口・世帯数ともに増加傾向にあります。昭和 32 年に完成した八千代台団地は日本の大規模住宅団地発祥の地であり、これを契機に大規模住宅団地の建設が進み、昭和 50 年の国勢調査では、人口 10 万人以上の市で全国一の人口増加率を示しました。基準年度である平成 27 年と令和 5 年を比較すると、人口は 5.3%の伸び、世帯数は 14.3%の伸びとなっています。

年齢別人口を幼年人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）と 3 つの年齢層に分けて比較すると、幼年人口・生産年齢人口の構成比は減少、老年人口の構成比は増加傾向にあり、年々高齢化が進行しています。



②土地利用概況

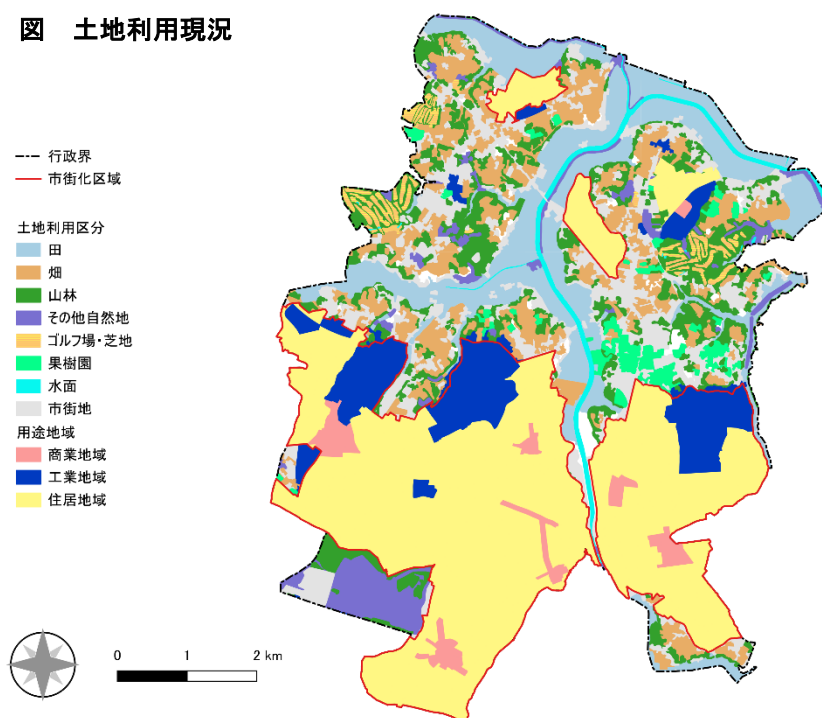
八千代市の中南部には、人口の多くが集中する市街地があります。北部は市域の半分を占める農村地帯で多くの緑が残され、谷津、里山等が見られる自然豊かな地域です。

田、畑、山林等の自然的土地利用は全体の 37.5%、住宅等の都市的土地利用は全体の 62.5%を占めています。

基準年度である平成 27（2015）年からの土地面積の推移では、田、畑、山林の面積は減少する一方、宅地面積が増加しています。

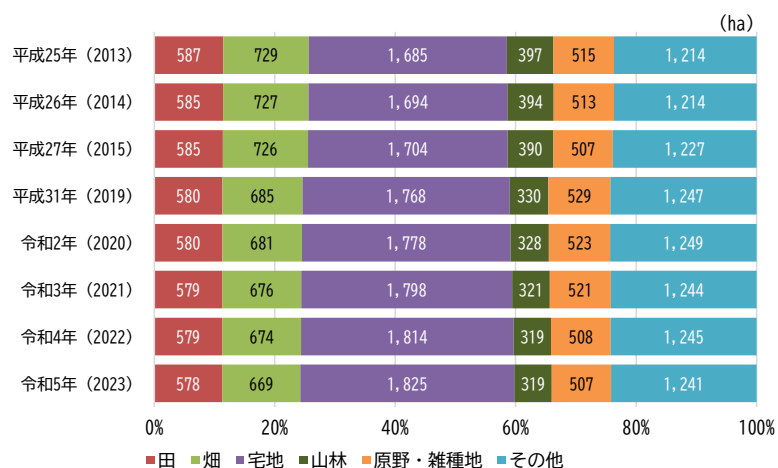
山林は昭和 56 年と比較すると半分以下の面積となっており、減少傾向が著しくなっています。

図 土地利用現況



資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査、国土数値情報（用途地域,2019年）をもとに作成。

図 地目別土地面積の推移



資料： H27 年度版 八千代市統計書
R5 年度版 八千代市統計書

③都市施設概況

【道路】

八千代市の道路網は、首都圏を環状に取り巻く国道 16 号と国道 296 号、船橋印西線、幕張八千代線、千葉竜ヶ崎線、八千代宗像線、千葉鎌ヶ谷松戸線、大和田停車場線の県道 6 路線と市道 **3,175** **3,207** 路線（令和 7 年 3 月 31 日時点）により、形成されています。

【鉄道】

鉄道は、市域の南端部を京成本線が通り、市内に八千代台駅・京成大和田駅・勝田台駅の 3 駅があります。また、中央部には西船橋駅から東葉勝田台駅を結ぶ東葉高速線（平成 8 年開通）が通り、八千代緑が丘駅、八千代中央駅、村上駅、東葉勝田台駅の 4 駅があり、東葉勝田台駅は京成本線の勝田台駅と接続しています。

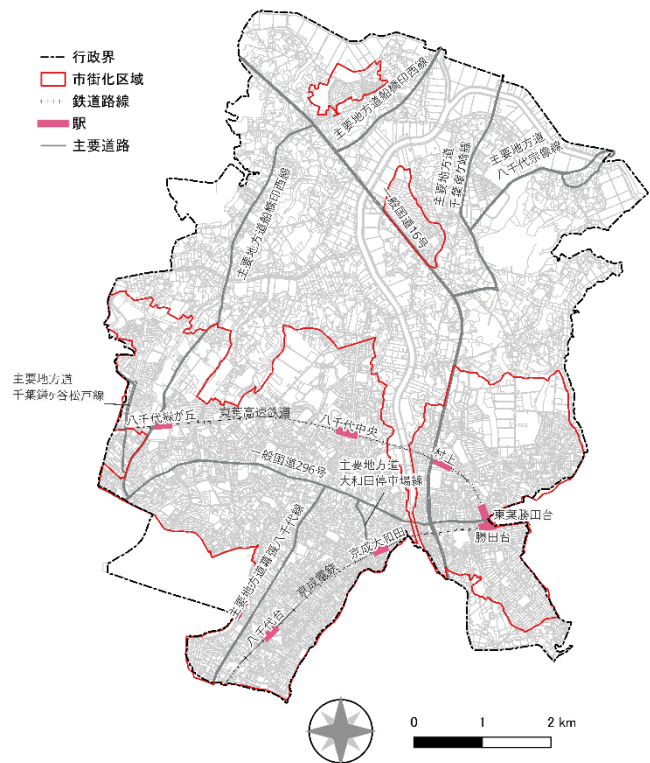


図 道路・交通

資料：国土数値情報・基盤地図情報をもとに作成・加工

④市街地開発事業などの概況

八千代市の市街地開発事業などは令和 5 年現在、完了・未着手の面積が 1,229.1ha であり、市面積の 24%を占めています。このうち、土地区画整理事業については、424.0ha で市面積の 8.3%，市街化区域面積の 18.9%を占めています。

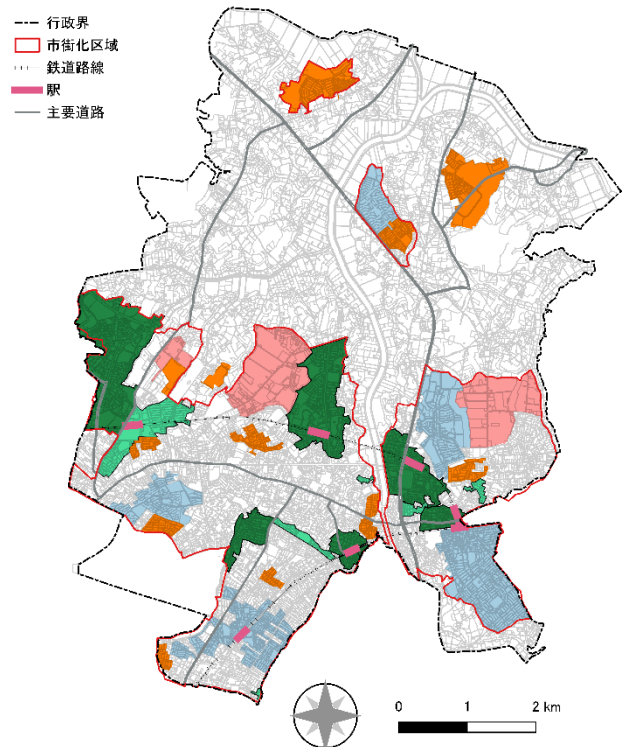


図 市街地開発事業の状況

資料：R3 年度都市計画基礎調査
国土数値情報・基盤地図情報をもとに作成・加工

2. 関連計画等（緑を取巻く社会情勢の変化）

都市緑地法等の一部を改正する法律，緑の基本方針（令和6年11月，12月，国土交通省）

気候変動対策や生物多様性の確保，幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて，都市緑地法等の一部を改正する法律が令和6年11月に施行されました。

改正法では，都市における緑地の質・量両面での確保，再生可能エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用等の推進，良好な都市環境の実現，地方公共団体や民間事業者の取組を後押しする仕組みの構築をめざし，国が都市緑地に関する基本方針を策定して全国的な目標や官民の取組の方向性を提示することや，指定法人が地方公共団体に代わって緑地の買入れや整備を行う制度を創設して財政面・技術面から地方公共団体を支援することなどが定められています。

なお，令和6年12月に策定された緑の基本方針（国）では，将来的な都市のあるべき姿として「人と自然が共生し，環境への負荷が小さく，Well-beingが実感できる緑豊かな都市」と定めています。また個別目標として，「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」，「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」，「Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市」を掲げ，実現のための施策を取りまとめています。

~~八千代市ではこれまでに，旧計画で「基本方針1（緑の保全）」の施策で人と自然の共生についてふれているほか，「基本方針2（都市緑化）」において市民の幸福度（Well-being）を高めることができるようにバラやツツジを活用したまちづくりを進めています。~~

八千代市ではこれまでに，旧計画で「基本方針1（緑の保全）」の施策で人と自然の共生についてふれているほか，「基本方針2（都市緑化）」においてバラやツツジを活用したまちづくりを進めています。今後も緑の取組を通して，市民の幸福度（Well-being）を高めることができるまちづくりを進めていきます。

グリーンインフラ推進戦略2023（令和5年9月，国土交通省）

グリーンインフラは，「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において，自然環境が有する多様な機能を活用し，持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」です。この計画では，「自然と共生する社会」の実現に向けた国土交通省の取組が総合的・体系的に位置づけられています。

具体的には，「自然の機能を活用した温室効果ガスの吸収源対策」，「自然の機能を活用した防災機能の向上等の取組」，「快適な都市空間・生活空間の形成」，「健康にクリエイティブに楽しく暮らせる空間づくり」，「地域における自然や生態系の保全・再生，グリーンインフラコミュニティの醸成」，「子どもたちの活動や教育の場としての自然や生態系の創出・活用等の取組」といった施策が整理されています。

八千代市ではこれまでに，旧計画での施策で人と自然の共生についてふれているほか，八千代市第3次環境保全計画（改訂版）などの計画でも自然と共生する社会の実現を目的とする施策を体系化し，その実現に向けた取組を進めています。本計画においても，緑の多面的な機能を活かした施策を推進します。

八千代都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるものです。

「八千代都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、基本理念として、「快適に暮らせる住宅都市」、「水と緑にあふれた公園緑地都市」、「近代的農業と住宅が調和した田園都市」を掲げ、都市計画の方針を定めています。

八千代市第5次総合計画

人口減少、超高齢社会の影響を踏まえた展望を描き、社会経済情勢の変化に対応しながら、持続可能な発展を目指した長期的な視点に立ち、総合的かつ計画的にまちづくりを進める指針として、令和3年3月に策定されました。リーディングプロジェクトとして、「子育てしやすい環境づくりに向けた取組の推進」、「超高齢社会への対応」、「安心・安全が目に見えるまちづくりの推進」、「豊かな自然環境の保全と活用」、「地域の魅力づくり」、「最適な公共サービスの提供」の6つを掲げています。

部門別計画の中では、公園・緑地に関する将来のまちの姿を、「魅力ある公園・緑地の整備を進め、公園・緑地を恒久的な緑の財産として維持管理し、緑を活かした潤いのあるまち」とし、また、基本方針を、「「みんなでつくる緑豊かなまち」を実現するため、魅力ある公園・緑地の整備を進めるとともに、市民・企業・行政が一体となって都市緑化を推進します。また、地域で愛される公園となるよう、市民等との連携による公園管理に努めます。」としています。

八千代市都市マスタープラン

将来の都市づくりの基本理念や目標のほか、土地利用を始めとする分野別の方針など、将来の見通しや目標を明らかにするものとして、令和5年7月に策定されました。

分野別方針の中の「緑と景観の方針」では、快適に暮らせる、自然と調和した都市づくりを実現するため、公園・緑地の整備・管理を進めるとともに、新川を中心としたふれあいネットワーク軸や谷津・里山など自然系緑地の保全・整備、河川の整備を推進するとしています。

近年減少傾向にある生産緑地に関しては、特定生産緑地の指定の促進や、柔軟な運用に努めること、農産物等直売所など都市農業に親しむ空間づくり、都市住民が農業を体験・実践できる場として活用するなど、都市農業の新たな展開を図る場として、法や制度改正の動向を踏まえつつ活用の仕組みづくりを検討するとしています。

八千代市第3次環境保全計画（改訂版）

現在及び将来の市民が、健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策・事業を示す計画として、令和3年3月に策定されました。

計画では、ゼロカーボンシティを推進する観点からバイオマスエネルギーの利用促進、グリーンビルディングの推進、水・緑を活用したまちづくりを進めるとしています。また、自然環境

分野では、谷津・里山の多面的機能の維持・保全、グリーンインフラの整備と活用など、緑の基本計画に関連する施策やプロジェクトが環境の視点から多く示されています。

優良緑地確保計画認定制度

優良緑地確保計画認定制度は、都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度です。

緑の価値が見える化されることで、投資家や金融機関等に持続可能な社会の実現に向けた取組姿勢などが評価され、優遇措置が図られることで、良質な緑地の整備に繋がります。

3. 緑地の現況

（1）緑地の現況（令和6年3月31日時点）

八千代市の令和6年3月31日時点の緑地の総量は2,153.51haで市域面積（5,139ha）の41.9%を占めています。市域を南北に二分すると、北部の市街化調整区域には地域制緑地、南部の市街化区域には施設緑地の割合が高くなっており、土地利用を反映した緑地の分布となっています。

基準年度の平成27年度と比べると、緑地の総量で88.83ha減となっています。中でも地域森林計画対象民有林の減少面積（71.00ha減）が大きく、次いで生産緑地地区の減少（10.68ha減）が続いています。

（2）施設緑地の現況（令和6年3月31日時点）

施設緑地は583.93ha設置されており、市面積の11.4%にあたります。街区公園をはじめとする都市公園のほか、公共施設緑地や民間施設緑地が市内全域に配置されています。そのうち都市公園は市南部の市街化区域内に集中し、特に八千代市では住宅団地整備とともに計画的に整備された公園となっています。一方、施設緑地の性格上、北部の市街化調整区域にはほとんどありません。

■都市公園

①住区基幹公園（令和6年3月31日時点）

令和5年度の住区基幹公園は、街区公園283箇所、近隣公園13箇所、地区公園1箇所があり、合わせて297箇所、52.70haが配置されています。

基準年度の平成27年度と比べると、街区公園が30箇所（2.58ha）、近隣公園が2箇所（4.05ha）増加しています。

面的に開発された地域では十分な量の公園が確保されていますが、旧集落地や比較的小規模な住宅地が連担している地域では不足している所もみられます。

②都市基幹公園（令和6年3月31日時点）

都市基幹公園は、総合公園として村上緑地公園10.83ha、運動公園として八千代総合運動公園11.93haが整備され、市民の憩いの場としての機能を果たしています。

③広域公園（令和6年3月31日時点）

複数の市町村にわたる広域のレクリエーション需要に対応する大規模公園として、県立八千代広域公園53.40haが平成7年に都市計画決定され、令和5年度末時点で、約6.73haが整備されています。

この公園は県西部地域を縦断する緑と水の軸として、水辺環境の保全、多様な

図 県立八千代広域公園の基本計画



資料：千葉県 HP

レクリエーション需要への対応など多面的な役割を担っています。

④市民の森（令和6年3月31日時点）

市民の森は、市街化区域内に8箇所、10.61haが確保されており、市民の身近な緑とのふれあいの場となっています。

⑤都市緑地（令和6年3月31日時点）

都市緑地は、市街化区域内に38箇所、市街化調整区域内に12箇所の計50箇所、14.37haが確保され、主に市街地での緑地の保全機能を果たしています。

⑥緑道（令和6年3月31日時点）

緑道は8箇所、0.23haが整備されています。そのうちの7箇所は、八千代カルチャータウン宅地開発事業地内に整備されています。

■都市公園以外の施設緑地

①公共施設緑地（令和6年3月31日時点）

都市公園以外の公共施設緑地は111箇所、271.80haで市面積の5.3%を占めています。基準年度の平成27年度と比べると、20箇所9.40ha減少していますが、その多くは未公告公園であったものが街区公園や都市緑地等へ編入されたことによるものです。

これらには借地などの理由による未公告の公園のほか、市民の森、児童遊園、樹木見本園、遊歩道、公開している教育施設、バラ花壇やグラウンドなどのスポーツ施設、道路植栽地や歩行者専用道路、市役所や支所などの公共施設の植栽地、陸上自衛隊用地などがあります。

②民間施設緑地（令和6年3月31日時点）

民間施設緑地は98箇所、204.74haで市面積の4.0%を占めています。これらには社寺が78箇所、民間ゴルフ場3箇所、京成バラ園やゲートボール場のほか、その他の民間の緑地が17箇所あります。

（3）地域制緑地の現況（令和6年3月31日時点）

地域制緑地は、1,573.55haで市面積の30.6%を占めています。

市街化調整区域には新川、桑納川などの河川区域が、河川の両岸には幅広い帯状の農業振興地域内農用地区域が連続的に分布しています。また、市街化区域には、高津・萱田町・大和田新田・上高野南部などに点状の緑地となる生産緑地地区が多く分布しているほか、緑地・緑化協定が広く締結されています。

① 生産緑地地区（令和6年3月31日時点）

生産緑地法に基づく生産緑地地区は、市街化区域内に158地区、39.99haが指定され、特に、市中央部に多く分布しています。基準年度の平成27年度と比べると、28箇所、10.68ha減

少しています。

② 地域森林計画対象民有林（令和 6 年 3 月 31 日時点）

森林法に基づく地域森林計画対象民有林は、321.0ha が指定され、市北部に多く分布しています。基準年度の平成 27 年度と比べると、71.0ha 減少しています。

③ 農業振興地域内農用地区域（令和 6 年 3 月 31 日時点）

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内農用地区域は、市域北部を占める農業振興地域のうち、1,011.3ha の田畑が指定され、農地の保全が図られています。基準年度の平成 27 年度とほぼ同じ面積です。

④ 河川区域（令和 6 年 3 月 31 日時点）

河川法に基づく河川区域は 155.95ha で、1 級河川の印旛放水路（新川・花見川）、桑納川、神崎川、石神川、勝田川、準用河川の高野川、花輪川が指定されています。

⑤ 条例等によるもの（令和 6 年 3 月 31 日時点）

条例等によるものは全体で 462 箇所、45.31ha が指定されています。都市緑地法に基づく緑地協定が 48 件、良好な自然環境の保全を推進する「八千代市ふるさとの緑を守る条例」に基づく緑化協定が 344 件、「千葉県自然環境保全条例」に基づく三者協定が 36 箇所締結されています。その他に環境保全林（6 箇所／1.85ha）、保存樹木（70 本（令和 4 年 4 月 26 日現在））が指定され、緑化の推進及び緑地の保全が図られています。

表 緑化協定件数・面積

	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
緑化協定面積（ha）	7.40	2.38	9.78
緑化協定数（件）	272	72	344

資料：緑地現況調査（R4. 3.31 現在）

■八千代市ふるさとの緑を守る条例とは

八千代市では、昭和 50 年に、八千代市の良好な自然環境を保全し、健康で住み良い緑と太陽に恵まれた、新しいふるさとのまちづくりを推進することを目的とし、必要な事項を定めた「八千代市ふるさとの緑を守る条例」を制定しました。具体的には、以下の項目を定め必要に応じて助成、助言、指導をし、自然環境の保全及び緑化の推進に寄与します。

- 環境保全林及び保存樹木
- 公共施設緑化
- 工場緑化
- 建築物などの緑化
- 開発行為における保全及び緑化
- 緑化協定など

表 緑地現況量（基準年度(平成27年度(2015年度))）

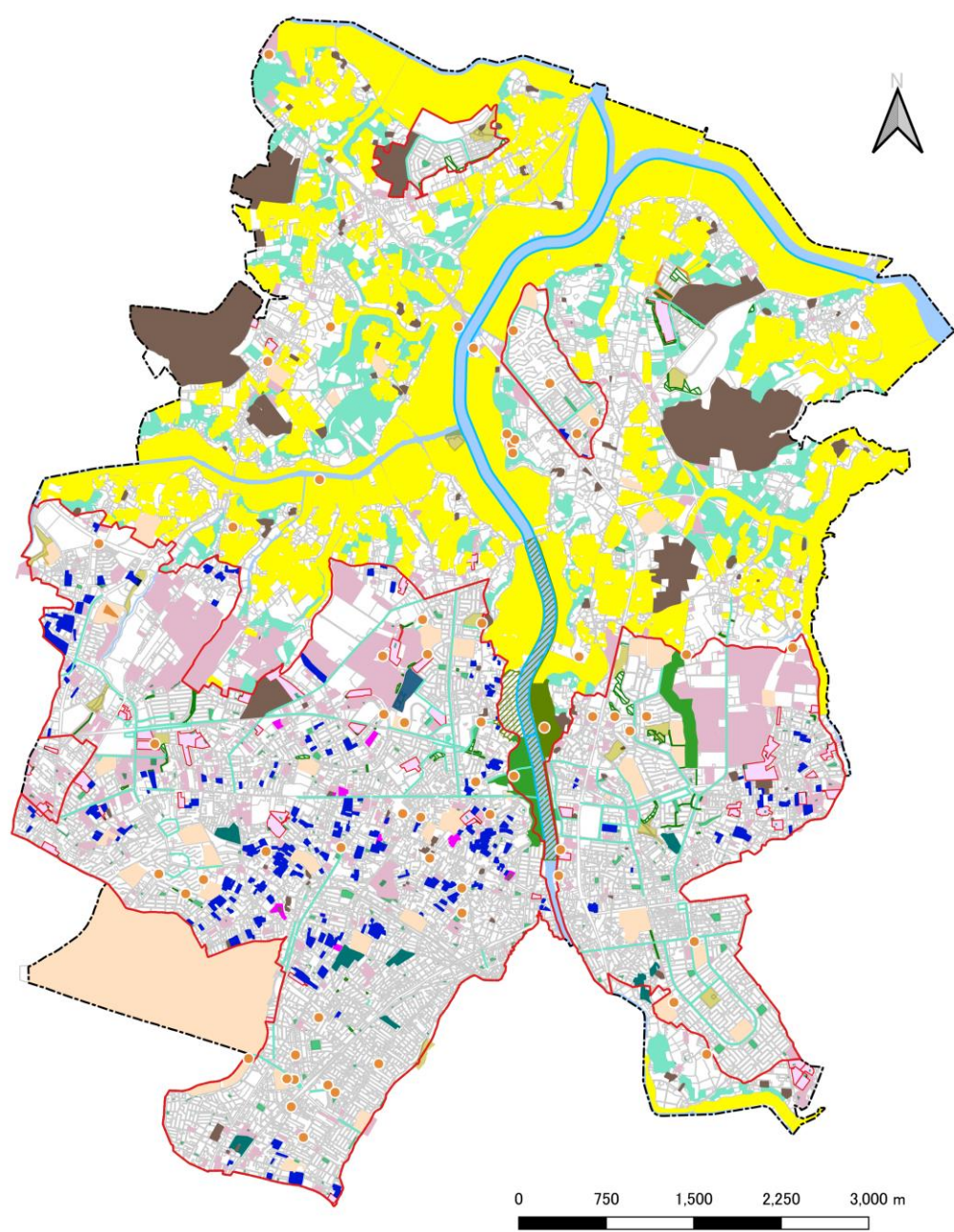
年次 緑地種別			基準年度						
			市街化区域			都市計画区域			
			整備量		㎡/円	整備量		㎡/円	
			箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		
緑地種別	住区基幹公園	街区公園	225	21.84	1.20	253	23.59	1.20	
		近隣公園	10	17.12	0.94	11	18.38	0.94	
		地区公園	1	4.10	0.23	1	4.10	0.21	
		都市基幹公園	総合公園	1	10.83	0.60	1	10.83	0.55
			運動公園	1	11.93	0.66	1	11.93	0.61
	基幹公園計		238	65.82	3.63	267	68.83	3.51	
	広域公園		0	0.00	0.00	1	6.73	0.34	
	市民の森※		8	10.61	0.58	8	10.61	0.54	
	都市緑地		35	8.23	0.45	39	9.09	0.46	
	緑道		1	0.13	0.01	4	0.16	0.01	
	都市公園計		282	84.79	4.67	319	95.42	4.86	
	公共施設緑地		95	91.77	5.04	131	281.20	14.35	
	都市公園等計		377	176.56	9.71	450	376.62	19.21	
	市民緑地		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
	その他民間施設緑地		43	20.32	1.12	114	206.72	10.55	
施設緑地計		420	196.88	10.83	564	583.34	29.76		
緑地種別	緑地種別	緑地保全地区	-	-	-	-	-	-	
		風致地区	-	-	-	-	-	-	
		(特定)生産緑地地区	186	50.67	2.78	186	50.67	2.59	
		地域森林計画対象民有林	1	37.99	2.09	1	392.00	20.00	
		農業振興地域内農用地区域	0	0.00	0.00	1	1,012.60	51.66	
		河川区域	0	0.00	0.00	7	155.95	7.96	
		名勝・天然記念物等	-	-	-	-	-	-	
		法によるもの計	187	88.66	4.87	195	1,611.22	82.21	
		条例等によるもの	368	45.48	2.50	481	51.64	2.63	
		小計	555	134.14	7.37	676	1,662.86	84.84	
		地域制緑地間の重複			0.00	0.00		0.00	0.00
		地域制緑地計		555	134.14	7.37	676	1,662.86	84.84
		施設・地域制間の重複			0.00	0.00		3.86	0.20
		緑地総計		975	331.02	18.20	1,240	2,242.34	114.40
人口		市街化区域人口				182	千人		
		都市計画区域人口				196	千人		
面積		市街化区域面積				2,238	ha		
		都市計画区域(市域)面積				5,139	ha		
緑地の現況値		市街化区域面積に対する割合					14.79	%	
		都市計画区域(市域)面積に対する割合					43.63	%	
都市公園等の現況値 (市民一人当り面積)		都市公園				4.86	㎡/人		
		都市公園等				19.21	㎡/人		

表 緑地現況量（最新年度（令和6年（2024年）3月31日時点））

年 次 緑 地 種 別				令 和 5 年 度					
				市 街 化 区 域			都 市 計 画 区 域		
				整 備 量		㎡/人	整 備 量		㎡/人
				箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	
公園	住区 基幹 公園	街 区 公 園	249	23.48	1.22	283	26.17	1.27	
		近 隣 公 園	11	19.12	0.99	13	22.43	1.09	
		地 区 公 園	1	4.10	0.21	1	4.10	0.20	
		都 市 基幹 公園	1	10.83	0.56	1	10.83	0.53	
		運 動 公 園	1	11.93	0.62	1	11.93	0.58	
	基 幹 公 園 計		263	69.46	3.60	299	75.46	3.67	
	広 域 公 園		0	0.00	0.00	1	6.73	0.33	
	市 民 の 森 ※		8	10.61	0.55	8	10.61	0.51	
	都 市 緑 地		38	9.48	0.49	50	14.37	0.70	
	緑 道		1	0.13	0.01	8	0.23	0.01	
	都 市 公 園 計		310	89.67	4.65	366	107.40	5.22	
	公 共 施 設 緑 地		86	88.19	4.57	111	271.80	13.19	
	都 市 公 園 等 計		396	177.86	9.22	477	379.20	18.41	
	市 民 緑 地		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
	そ の 他 民 間 施 設 緑 地		35	19.99	1.04	98	204.73	9.94	
	施 設 緑 地 計		431	197.86	10.26	575	583.93	28.35	
緑地保全地区	緑 地 保 全 地 区		-	-	-	-	-	-	
	風 致 地 区		-	-	-	-	-	-	
	(特 定) 生 産 緑 地 地 区		158	39.99	2.07	158	39.99	1.94	
	地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林		0	0.00	0.00	1	321.00	15.58	
	農 業 振 興 地 域 内 農 用 地 区 域		0	0.00	0.00	1	1,011.30	49.09	
	河 川 区 域		0	0.00	0.00	7	155.95	7.57	
	名 勝 ・ 天 然 記 念 物 等		-	-	-	-	-	-	
	法 に よ る も の 計		158	39.99	2.07	167	1,528.24	74.18	
	条 例 等 に よ る も の		377	42.28	2.19	462	45.31	2.20	
	小 計		535	82.27	4.26	629	1,573.55	76.38	
	地 域 制 緑 地 間 の 重 複			0.00	0.00		0.00	0.00	
	地 域 制 緑 地 計		535	82.27	4.26	629	1,573.55	76.38	
施 設 ・ 地 域 制 間 の 重 複			0.05	0.00		3.97	0.19		
緑 地 総 計		966	280.07	14.52	1,204	2,153.51	104.54		
人 口		当 年 市 街 化 区 域 人 口				193 千人			
		都 市 計 画 区 域 人 口				206 千人			
面 積		当 年 市 街 化 区 域 面 積				2,238 ha			
		都 市 計 画 区 域 (市 域) 面 積				5,139 ha			
緑 地 の 現 況 値		市 街 化 区 域 面 積 に 対 す る 割 合				12.51 %			
		都 市 計 画 区 域 面 積 に 対 す る 割 合				41.91 %			
都 市 公 園 等 の 現 況 値 (市 民 一 人 当 り 面 積)		都 市 公 園				5.22 ㎡/人			
		都 市 公 園 等				18.41 ㎡/人			

図 公園緑地現況

資料：八千代市緑の基本計画【改定版】の公園緑地現況図から都市公園位置を修正（R6年3月末時点）



大分類	施設緑地											地域制緑地						
中分類	都市公園					都市公園以外						法によるもの				条例等によるもの		
小分類	住区基幹公園	都市基幹公園	大規模公園	市民の森	都市緑地等	公共施設緑地				民間施設緑地		都市計画決定により保全を図るもの	その他法によるもの			条例等によるもの		
緑地種別	街区公園 近隣公園 地区公園	総合公園 運動公園	広域公園	市民の森 (公告)	都市 緑地	緑道	児童公園 樹木見本公園 公開している教育施設 その他の公共施設緑地	その他の公共公園 施設の 植栽地	遊歩道	道路植栽地 や歩行者 自転車 専用道路	社寺境内 民団の ゴルフ場 その他の民間 施設緑地	市民緑地	生産緑地 地区	農業進行 地域内農 用地区域	河川区域	地域森林 計画対象 民有林	緑地協定	緑化協定 三者協定
凡例																		

（４）公益財団法人八千代市地域振興財団の事業

広く市民の自発的、積極的な参加と協力を得て、環境緑化の推進及び良好な環境の保全を図り、緑に囲まれやすらぎと潤いのある健康的で住み良いまちづくりを推進することを目的として設立された（公財）八千代市環境緑化公社は、令和３年２月、公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団と合併し、同年４月１日より「公益財団法人八千代市地域振興財団」に改組し、緑化事業を行っています。

緑化事業では、花苗の支給、花壇づくり助成金の支給、市内のプランターへの花苗の植栽のほか、花と緑の講習会や花と緑の写真コンクールなど、市民と協力しながら様々な緑化に関する事業を実施しています。

（５）緑化の推進及び緑地の保全に関する市民活動

緑化の推進に関するものとして、街かど花壇への植栽やバラのまち八千代を PR するサンプルガーデンの管理、あさがおの花いっぱいのもちづくりなどが展開されています。また、緑地の保全に関するものとして、里山や谷津、河川などを対象とした自然観察会や清掃活動、下草刈りなどの維持管理活動が実施されています。また、里山楽校の卒業生による里山整備などの活動が実施されています。

八千代花と緑の応援団

平成 13 年に有志で発足し、平成 30 年に駅近隣の緑が丘自治会の皆さんが活動趣旨に賛同、リスタートを切り、およそ 100 名が活動しています。

東葉高速鉄道八千代緑が丘駅北口の駅前ロータリーや、八千代緑が丘駅から京成バラ園に至る 1.1 キロメートルの遊歩道で、バラの植樹や手入れを行っています。また、東葉高速鉄道村上駅前ロータリーバラ園では市と協働で管理を行っています。

新川千本桜の会

平成 13 年に市役所主導で「新川千本桜植栽事業」が開始され、その後、植樹や維持管理のための市民ボランティア組織「新川千本桜の会」が平成 15 年に発足、平成 16 年には助成金を受けて活動を本格化させました。新川両岸の河川敷に植栽された 1,230 本の桜木の維持・管理をフィールドワークとして実施しています。

里山むつみ隊

平成 23 年度に八千代市が実施した里山整備ボランティア人材育成講座（里山楽校）の修了者が中心になり、平成 24 年 3 月に設立。八千代市むつみ地区の森を市民の憩いの森として、また、小・中学校の自然に親しむ教育・学習の森として整備を進めています。

（6）旧計画で定めた重点施策の取組状況について

以下に、旧計画で定めた重点施策に関連する取組内容の概要を示しました。

谷津・里山の保全を進める（旧計画 重点施策 1）

里山活動団体やヤマトミクリの里づくり協議会、ほたるの里づくり実行委員会などと連携し、動植物の生息・生育状況、維持管理の状況等について情報共有し、植生や動植物の生息・生育状況、維持管理の状況などについて把握に努め、ほたるの里づくり実行委員会などと連携し、対象地区に合わせた保全策を実施しています。また、周辺の樹林地を残して整備されている熱田ヶ池公園では、環境美化ボランティアの協力により適切な維持管理をはかりました。

まちの玄関口を彩る緑化を進める（旧計画 重点施策 2）

遊歩道や歩行者・自転車道において、ボランティア団体等の協力を得て、バラ等の植栽を実施しました。

また、緑化推進指導要綱を改定し、屋上緑化についても緑化の対象として、より多様な緑化を図ることができるように取組を行いました。

市街地内農地を守り・活かす（旧計画 重点施策 3）

多くの生産緑地地区が指定後 30 年を迎えることから、所有者の意向に配慮しつつ、営農を継続すべき生産緑地地区については、特定生産緑地への指定を進めました。また、生産緑地地区の面積要件についても 500 ㎡から 300 ㎡への引き下げを行いました。

維持管理を進め、公園・緑地の質を高める（旧計画 重点施策 4）

近隣公園の整備等において、地域住民の意見等を取り入れると共に、既存の公園における老朽施設の更新にあたっても利用者のニーズ等を考慮し、機能向上を図っています。また、大規模公園における指定管理者制度の導入により、公園の運営管理の効率化等に取り組んでいます。

公園の樹木の計画的な維持・再生については、新川千本桜の植替えなど、優先度の高いものから対応を図っています。また、倒木の危険があると判断される公園や街路樹などについては、樹木医による点検を行っています。

市民の森においては、永続的な土地の確保のために、都市計画決定を行っている範囲から買収を進めているほか、環境美化ボランティアの協力により高津小鳥の森に巣箱を設置する等、野鳥の生息に配慮した取組を行っています。

（7）近年の新たな市の取組

全国さくらシンポジウム

1982 年に始まった全国さくらシンポジウムは、1986 年から市町村との共催となり、開催地の地元で実践されている桜の保全管理活動の事例発表やパネルディスカッションなどが行われています。令和 8 年 4 月には、本市で 2026 全国さくらシンポジウム in 八千代の開催が予定され

ており，本市も実行委員会に参画しています。

4. 緑の課題

谷津・里山をはじめとした八千代市の特徴的な緑の保全

- ・近年の地球温暖化や生物多様性の危機的な状況を受けて、緑のもつ環境保全効果が一層重要になってきています。また、豊かな自然環境は、市民の誇りであり、市内外から訪れる人を引き付ける魅力を持っていることから、自然環境を守りつつ有効な活用を図り、次世代へ引き継いでいくことが重要です。八千代市谷津・里山保全計画に基づく取り組みや、環境省による生物多様性保全上重要な里地里山への選定などに対応し、谷津・里山の保全への積極的な取り組みが望まれます。
- ・谷津・里山の保全の担保性を向上させるための法的規制の導入や、市民参加による保全の仕組みづくりなどについて検討が必要です。
- ・地域森林計画対象民有林、農業振興地域内農用地区域などの郊外の地域制緑地の面積の大幅な減少を抑制するとともに、管理放棄されつつある山林や農地の維持管理を進めるため、担当部局と連携した取り組みが必要です。
- ・市街地に残る樹林地や生産緑地地区などについても、都市における貴重な緑の空間として、農産物等直売所など都市農業に親しむ空間づくり、都市住民が農業を体験・実践できる場として活用するなど、積極的な保全と維持管理、活用が望まれます。



魅力的な八千代市の緑の形成

- ・緑を活かした潤いのあるまちとして市民の幸福度（Well-being）を高め、また地域の魅力を高めていくために、市の花「バラ」及び市の木「ツツジ」や新川千本桜など、市の特徴となる花のまちづくりの取り組みの継続が望まれます。
- ・市民や事業者などの協力により多数の緑地・緑化協定などが結ばれており、それにより形成される緑豊かな居住環境の維持が望まれます。
- ・今後、八千代市での暮らしを魅力的にするだけでなく、市外の人にも魅力を感じてもらえるよう、市街地の緑の形成方策について検討が必要です。



生活環境と防災を統合した自然活用型のまちづくり

- ・民有林や生産緑地は減少傾向があり、今後、これらの減少対策とともに、街区公園などに雨水浸透機能を付加させた雨庭（レインガーデン）など、生活環境と防災を統合した自然活用型のまちづくりが求められます。

市民の多様な活動を支える特色ある公園・緑地の整備

- ・大規模な住宅団地の整備などの市街地整備に伴い、多数の公園・緑地が整備されており、これらを十分活用するために、公園・緑地を恒久的な緑の財産として維持管理し、潤いのあるまちとしていくことが望まれます。



- ・新川沿いには県立八千代広域公園などの公園や遊歩道の整備による市民の憩いの拠点が形成され、自然の中で様々な活動が展開できる環境の維持・充実が望まれます。
- ・既存の公園施設の適切な維持管理や、多様化する市民ニーズに対応したリニューアルなど、ストックマネジメントの視点を踏まえた公園・緑地の維持管理について検討が必要です。

生物多様性への配慮など持続可能な都市づくりを目指した緑の確保と質の向上

- ・ヤマトミクリなどの希少植物や、豊かな里山の生態系のシンボルであるオオタカなど、八千代市の緑は多くの生き物の生息・生育地となっており、生物多様性を支える緑のネットワークを考慮した施策を展開する必要があります。
- ・八千代市の豊かな緑は、都市化の進展や生活様式の変化、農家の減少による手入れ不足などの新たな問題も抱えており、その対応が必要です。
- ・多様な生き物の生息・生育を支えるため、緑の量の確保のみならず、生物多様性へ配慮した緑化など、緑の質的な向上が望まれます。
- ・「自然と共生する社会」の実現に向けて、八千代市第3次環境保全計画と調和した緑化施策による、持続可能な都市づくりが望まれます。



緑に親しみ、守り・育てる仕組みづくり

- ・公園や河川の環境美化ボランティア制度による緑の維持管理や、生き物の観察会の実施など、緑に関わる多様な市民活動の維持・拡大が望まれます。
- ・高齢化や人々の生活スタイルの変化などに伴い、手入れの行き届かない緑が増加していることから、その対応策の検討が必要です。
- ・近年、健康にクリエイティブに楽しく暮らせる空間づくりが求められる中で、緑に求められる市民ニーズも多様化していることから、これらのニーズに対応するための仕組みについても検討していく必要があります。



資料 2-1

第3章 緑の将来構想

計画の基本理念、緑のまちづくりテーマ、基本方針や緑地の確保目標など、目指すべき緑の将来構想を示します。

1. 計画の基本理念

計画の基本理念は以下のとおりとします。

八千代市は市の中央を流れる新川を中心とした緑豊かな都市です。

緑の都市宣言や八千代市ふるさとの緑を守る条例の制定、緑地・緑化協定などの締結、環境保全林・市民の森などの指定、花のまちづくり構想に伴う事業の推進など、様々な緑づくりに取り組んできました。

こうした取り組みをもとに、平成15年3月に八千代市緑の基本計画を策定し、市民、事業者との協働による緑づくり、自然を感じる市街地の創出、里山の保全と再生、地域性豊かな緑の創出、グリーンネットワークの形成を基本方針に、緑のまちづくりを体系的・計画的に進めてきました。

八千代市北部の自然豊かな地域では、谷津・里山の環境を守るため、市民参加による生き物調査を実施し、平成23年の八千代市谷津・里山保全計画の策定により、市民協働による保全活動などの取り組みが進められています。

また、南部の市街地では、市のシンボルである新川のほとりに、県立八千代広域公園の整備が進められているほか、身近な公園整備や市民の森の指定、緑地・緑化協定の締結が進み、緑を感じながら暮らせる環境づくりが進んでいます。

本計画では、こうした緑づくりの取り組みを更に発展させるため、引き続き谷津・里山の保全や花と緑のまちづくり、市民に愛される公園・緑地の整備などに取り組むほか、豊かな緑をつなぐ、生物多様性に配慮したエコロジカルネットワーク※¹の構築などについて取り組みを進めます。

また、このように守り、創出した豊かな緑を適切に維持管理するために、市民や市民団体、事業者、行政が一体となり力を合わせて、緑の都市を次世代へとつなぐことを本計画の基本理念とします。

※1 エコロジカルネットワーク

野生の生き物は、繁殖の場や餌場、休息の場など、様々な場を必要とします。また、渡りのとき、繁殖のとき、巣立ちのとき、餌をとりに行くとき、ねぐらに戻るときなど、様々な目的で移動しています。生き物が必要とする場所と、生き物の移動経路から構成されるのが、エコロジカルネットワークです。

自然地が失われたり、分断されると、エコロジカルネットワークの質が低下します。このエコロジカルネットワークが失われると、自然の質が低下し、繁殖がうまくいかなくなり、その生き物の存続に支障をきたします。

資料：H16 国土交通省「人と自然との美しい共生
エコロジカル・ネットワーク」



2. 緑のまちづくりテーマ

基本理念を踏まえ、緑豊かなまちづくりを目指すための基本的な考え方やビジョンなどを表すフレーズとして、“緑のまちづくりテーマ”を掲げます。

「みんなでつくる 緑豊かなまち 八千代」
～人と生き物がともに暮らす緑の都市を次世代へ～

3. 計画の基本方針

基本方針1：（緑の保全）

谷津・里山など、八千代市の特徴となる豊かな緑を守ります

八千代市の骨格となる谷津・里山などの緑や、市街地に残存する身近な緑について、計画的な保全を進めます。

また、谷津・里山の保全活動など、積極的な取り組みを更に進め、八千代市の特徴となる豊かな緑を守ります。



基本方針2：（都市緑化）

美しく、心地良い、花と緑の都市をつくります

八千代市の魅力を高めるよう、市の花「バラ」及び市の木「ツツジ」や新川千本桜などを活用した花のまちづくりや、緑地・緑化協定などによる豊かな緑のまちづくりを更に進め、美しく、心地良い、花と緑の都市をつくります。



基本方針3：（公園・緑地の整備）

市民に愛される公園・緑地を整備します

県立八千代広域公園をはじめ、整備された公園や緑地、緑道は市民の憩いの場となっています。

市民に愛される公園・緑地の適切な維持管理に努め、多様化する市民のニーズに合わせるための再整備を進めます。



基本方針4：（生物多様性の確保）（グリーンインフラの推進による生物多様性の確保）

生物の多様性に配慮したエコロジカルネットワークを形成します

グリーンインフラを活かしてエコロジカルネットワークの形成を推進します

八千代市の谷津・里山は、様々な生き物の生息・生育空間となっています。

緑の保全、都市の緑化、公園・緑地の整備など、様々な場面を通じ、~~生き物の生息・生育環境に配慮することにより、生物の多様性に配慮したエコロジカルネットワークを形成します。~~グリーンインフラを整備し、生物多様性の確保はもとより、気候変動対策や市民の幸福度（well・being）の向上等、緑地の持つ多面的機能の活用を図ります。



基本方針5：（緑の取り組み）

緑に親しみ、みんなで育てます

八千代市の豊かな水や緑に親しむ環境づくりを進めます。

また、その維持管理や更なる利活用を進めるため、市民や市民団体、事業者などの多様な主体が連携・協力する、緑に親しみ、みんなで育てる仕組みづくりを進めます。



4. 緑地の確保目標

計画の基本理念、計画の基本方針の実現に向け、将来確保すべき緑地※¹の量を目標値として、以下のとおり定めます。

（１）緑地の確保目標水準

目標年度の令和 17 年度までに確保する、緑地の目標水準を以下のとおり示します。

緑地確保 目標水準 (目標年度) 令和 17 年度 (2035 年度)	市街化区域面積 (2,303ha※ ²) に対する割合	都市計画区域面積 (5,139ha) に対する割合
	概ね 326ha 14%	概ね 2,247ha 43%

現況（平成 28 年度・2016 年度）※³

：市街化区域面積 (2,238ha) における現況値 約 331.0ha

：都市計画区域（市域）面積 (5,139ha) における現況値 約 2,242.3ha

（２）都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標年度の令和 17 年度までに確保すべき、都市公園※⁴及びこれに準じた施設を含む都市公園等※⁵の整備目標水準※⁶を以下のとおり示します。

年 次	基準年度 平成 27 年度※ ⁷ (2015 年度) ㎡／人	中間年度 令和 7 年度 (2025 年度) ㎡／人	目標年度 令和 17 年度 (2035 年度) ㎡／人
都市公園	4.8	5.8	7.9
都市公園等	19.2	19.5	21.8
都市計画区域人口※ ⁸	196 千人	204 208 千人	200 207 千人

※ 1 緑地…何らかの制度または、社会通念的な位置付けにより、永続的に担保されるオープンスペースのこと。

詳細は P 4 「緑地とは」 参照。

※ 2 現況値に八千代カルチャータウン地区の増加分を見込んでいます。

※ 3 現況の緑地量については、平成 28 年度末時点の数値を使用しています。

※ 4 都市公園… 住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）

都市基幹公園（総合公園・運動公園）

広域公園

市民の森、都市緑地・緑道

※ 5 都市公園等… 都市公園に公共施設緑地（借地などの理由による未公告の公園・市民の森、遊歩道、公開している教育施設、陸上自衛隊用地など、公園緑地に準じる公共施設）を足したもの。詳細は P 4 「緑地とは」 参照。

※ 6 平成 29 年に現況の緑地量を精査した結果、現況値が修正されたため、過去に策定した計画等の数値と差が生じています。

※ 7 平成 27 年度欄の都市公園、都市公園等とも、平成 28 年度末時点の数値を使用しています。

※ 8 都市計画区域人口については、~~平成 28 年度~~八千代市人口ビジョン（令和 5 年改訂版）の数値を使用しています。



第4章 緑の配置方針

将来構想の実現に向け、緑の将来構造と配置方針を示します。

1. 緑の将来構造

八千代市の緑の構造をゾーン、エリア、拠点、軸に区分します。

(1) ゾーン区分

八千代市の土地利用区分に合わせ、緑のゾーンを配置します。

名 称	位 置	位置付け及び方針
自然環境保全 ゾーン	主に市北部の 市街化調整区域	市北部の市街化調整区域は自然環境を保全するゾーンとして位置付け、八千代市の原風景となる里山や谷津を保全します。
新市街地 ゾーン	主に市中央部の 市街化区域	東葉高速線が通る市中央部の市街化区域を新市街地ゾーンとして位置付け、新市街地にふさわしい都市緑化の維持・推進を図ります。
既成市街地 ゾーン	主に市南部の 市街化区域	京成本線が通る市南部の市街化区域を既成市街地ゾーンとして位置付け、身近な緑の維持・推進を図ります。

(2) エリア区分

地域やまちの特性に合わせ、特徴的な緑づくりを図るエリアを配置します。

名 称	位 置	位置付け及び方針
谷津・ 里山エリア	谷津・里山保全計画八千代市第3次環境保全計画(改訂版)において、谷津・里山保全地域として指定されるエリア	八千代市の特徴となる谷津・里山を有するエリアとして、谷津・里山の保全を図ります。
住宅団地・工業 団地エリア	面的整備により形成されたまとまりある住宅団地や工業団地のエリア	面的に整備された住宅団地や工業団地を位置付け、緑地・緑化協定などにより、一団の特徴ある緑の維持・形成を図ります。
ゴルフ場、陸上 自衛隊用地	まとまった土地利用がなされるエリア	大規模オープンスペースとして位置付けます。

(3) 拠点の配置

緑の保全や緑化、緑の活動が展開される緑の拠点を配置します。

名 称	位 置	位置付け及び方針
広域緑 の拠点	県立八千代 広域公園	県立八千代広域公園は広域からも多くの人を引きつけ、八千代市の中核となる緑の拠点として位置付けます。都市環境の保全・景観・防災・レクリエーション・生物多様性の保全など様々な機能の維持・拡充を図ります。
谷津・里山 の拠点	島田谷津, はたるの里	生物多様性保全上重要な里地里山に選定される里山を、谷津・里山保全の拠点として位置付けます。良好な自然環境の維持・保全を図るとともに、市民や市民団体など多様な主体と協力しつつ活動の展開を図ります。
まちなか緑 の拠点	総合公園, 地区公園, 近隣公園, 市民の森等※ ¹	各公園を市民生活に身近な緑の拠点として位置付けます。それぞれの特性に応じ、都市環境の保全・景観・防災・レクリエーション・生物多様性の保全など様々な機能の維持・拡充を図ります。
花と緑 の拠点	鉄道駅周辺, 文化のシンボル軸※ ²	鉄道駅周辺や文化のシンボル軸を、多くの人が利用する市のシンボルとなる緑の拠点として位置付けます。花や緑の植栽により、八千代市の玄関口にふさわしい緑空間の形成を図ります。
緑の活動 の拠点	八千代総合運動公園, 京成バラ園, 道の駅やちよ (八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター)	八千代総合運動公園などの施設を、緑の活動を展開する拠点として位置付けます。それぞれの施設の特性に応じ、多様な主体と協力しつつ、多様な緑とのふれあいや活動などの機会の創出を図ります。



※1 市民の森等… 公告している市民の森8箇所に加えて、未公告の八千代台南市民の森、萱田町市民の森、大和田新田樹木見本園を含む11箇所。

※2 文化のシンボル軸… 八千代市都市マスタープラン改定版に位置付けられ、3・3・7号大和田駅前萱田線沿道において、多くの市民や他市からの人々が集い、各施設をめぐりながら文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を行える軸のこと。

（４）軸の配置

それぞれの緑を結び機能の強化を図る緑の軸を配置します。

名 称	位 置	位置付け及び方針
水と緑の 骨格軸	印旛放水路（新川・花見川），神崎川，桑納川，石神川，勝田川，高野川及び花輪川の各河川	河川は，水と緑の骨格軸として位置付けます。様々な緑を結び都市環境の保全・景観・防災・レクリエーション・生物多様性の保全などの機能の維持・拡充を図ります。
緑の シンボル軸	文化のシンボル軸，まちの緑をつなぐ主要な緑道，主要な都市計画道路	主要な道路を市民生活において身近に存在する緑のシンボル軸として位置付けます。緑道や歩道により歩行者が安心して移動でき，街路樹や草花などの植栽による空間形成を図ります。
広域道路軸	国道 16 号，国道 296 号バイパス，（仮称）幕張千葉ニュータウン線の広域道路	八千代市と周辺地域とを結ぶ軸として位置付けます。
エコロジカル ネットワーク 軸	生物多様性の観点から評価される緑	生物多様性の観点から評価される緑を位置付け，可能な限り，緑の連続性の確保を図ります。

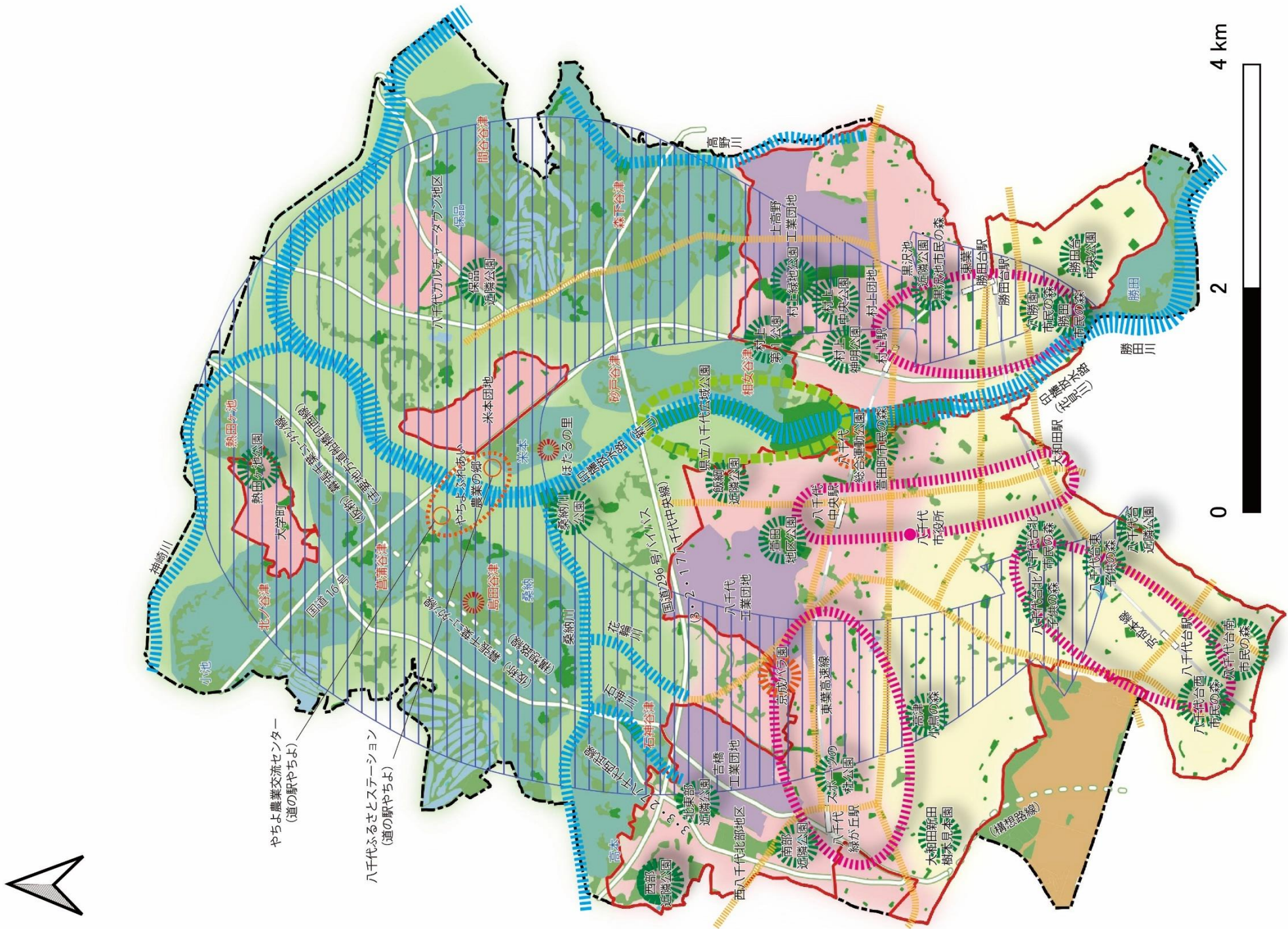




A3 構造図

A3 構造図

2. 緑の将来構想図



ゾーン区分		エリア区分		拠点の配置		軸の配置		その他	
自然環境保全ゾーン		谷津・里山エリア		広域緑の拠点		水と緑の骨格軸		公園緑地	
		住宅団地エリア		谷津・里山の拠点		緑のシンボル軸		樹林地	
新市街地ゾーン		工業団地エリア		まちなか緑の拠点		広域道路軸		市街化区域	
		陸上自衛隊用地		花と緑の拠点		エコロジカルネットワーク軸		行政界	
既成市街地ゾーン		ゴルフ場		緑の活動の拠点					

(注)

■追記、修正した施策は赤字（黄色マーカー）

■修正前は赤字見え消し

基本方針 1（緑の保全）

谷津・里山など八千代市の特徴となる豊かな緑を守ります

八千代市谷津・里山保全計画八千代市第 3 次環境保全計画（改訂版）と連携を図りながら、谷津・里山の保全に向けての積極的な取り組みを進めるとともに、谷津・里山を保全するため、新たな保全制度について検討します。

また、環境省特定植物群落選定の七百余所神社をはじめとする社そう林・屋敷林や、市民の森など市街地の樹林地の保全を進めるとともに、郊外の農地や市街地内の生産緑地地区の保全、河川や湧水などの水辺の保全を図っていきます。

これらの緑の保全にあたっては、市民参加による保全の仕組みづくりを進めていきます。

基本方針 1-1 谷津・里山などの緑を守る

（1）谷津・里山の保全

①八千代市谷津・里山保全計画八千代市第 3 次環境保全計画（改訂版）の推進（施策 1）

・八千代市谷津・里山保全計画八千代市第 3 次環境保全計画（改訂版）に基づき、多様な生物の生息・生育地であり骨格的な自然要素である谷津と里山を一体的に保全します。

・森林の適正な管理を通じて 更新を促すとともに、公共事業や住宅への県産木材の利用を周知することで、森林の保全を進めます。

・行政・市民・土地所有者の連携を図りながら、里山の適切な維持管理を図ります。また、里山楽校を卒業した市民などによる里山保全活動を今後も支援し、維持管理活動の充実を図ります。

・近隣自治体の活動団体の情報を収集しつつ、谷津・里山の保全・再生の担い手の育成に努めます。

②谷津・里山の保全手法の検討（施策 2）

・谷津・里山において、谷津田と斜面樹林を一体的に保全するため、新たな保全制度について検討します。

③斜面樹林・平地林の保全（施策 3）

・八千代市谷津・里山保全計画八千代市第 3 次環境保全計画（改訂版）に基づいた市民参加の竹林対策の実施や平地林などで進行する竹林化の進行防止策について検討します。

・樹林地内の不法投棄に対し、不法投棄連絡員や不法投棄監視装置（カメラ）による監視体制を構築するとともに、再投棄や常習化を防ぐため、看板設置や早期撤去に取り組みます。

実施状況	・八千代市第3次環境保全計画に基づく保全活動、八千代市第3次環境保全計画前期アクションプランによる進行管理を実施 ・市民団体に対する補助金や講習会等の情報提供などの活動支援を実施。 ・県を通じて情報収集するとともに、毎年、里山楽校を開催し、人材育成に努めている。また里山の魅力を伝えるため里山楽(学)習会の開催や作品展での活動展示を実施している。 ・平成30年4月に策定した八千代市森林整備計画において竹林管理の項目を設け所有者に適切な管理を促している。 ・不法投棄監視装置を設置した場所においては不法投棄がなくなっており、現在もその状況が続いている。また、土地所有者からの申請により不法投棄防止看板を設置した場所においても不法投棄がなくなる効果があった。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。 ・地球温暖化や生物多様性の危機的状況を受け、緑のもつ環境保全効果が一層重要となってきた（第1回審議会提示の「緑の課題」より）。森林の適正な管理を通じて更新を促すとともに、公共事業や住宅への県産木材の利用を周知することで、森林の保全を進める。（市環境保全計画との連携） ・谷津・里山の保全手法の検討（施策2）については千葉県森林課、北部林業事務所印旛支所と情報共有を行い、推進予定。

（２）農地の保全

①郊外の農地の保全（施策４）

- ・市街化調整区域内の良好な営農環境を有する区域や集団的にまとまりのある農地については農業振興地域整備計画をはじめとする農業政策に基づいて農地の流動化、耕作放棄の解消、良好な景観形成の保持を図ります。
- ・環境への負荷を低減し、安全な農産物を供給するため、減化学肥料・減農薬への取り組みを支援するとともに、自然環境の保全、農業用廃棄物の適正な処理など、環境保全型農業の普及を推進し、農業の長期的な継続・発展を図ります。
- ・斜面樹林と水田により形成される田園風景や集落地景観の保全、休耕地への花づくり等、美しい農村景観の形成に努めます。

実施状況	・農業振興地域整備計画で優良農地について農用地区域として設定し、適宜計画の見直しを行い農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図っている。 ・将来的に荒廃農地の解消につながるよう地域の話合いを促し、人・農地プランの実質化を目指している。 ・引続き環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境にやさしい農業の取組みを行っている。 ・一部の地域では、多面的機能支払交付金や土地改良事業を活用することで、農村環境の保全を図っている。
------	---

今後の方向性	・ 現行計画の取組を継続する。
--------	-----------------

②農業体験の推進（施策5）

- ・ 道の駅やちよ（八千代ふるさとステーション・やちよ農業交流センター）を中心に、梨や野菜などの特産品の販売や地産地消への取り組みを進めるとともに、地元住民や都市近郊の人々による四季折々の農業体験、収穫体験、農業・料理講習会、農業ボランティア活動などの場の提供を図り、農を楽しむ機会を創出します。
- ・ 農家自らが運営する体験農園や観光農園などと連携し、農業体験機会の創出を図ります。

実施状況	・ やちよ農業交流センターの研修室や調理実習室を活用した料理講座や農業ボランティアの養成講座を年間を通して実施している。 ・ 農事組合法人と連携した収穫体験を行っている。
今後の方向性	・ 現行計画の取組を継続する。

基本方針 1-2 市街地とその周辺の緑を守る

（1）樹林地の保全

①社そう林・屋敷林の保全（施策6）

- ・ 社そう林や屋敷林は、貴重な地域の樹林が残ることから、その現状を把握するとともに、環境保全林などの地域制緑地の指定について検討します。
- ・ このうち、七百余所神社については、自然度の高いヤブコウジースダジイ群集が形成され、環境省の特定植物群落にも選定されていることから、保全のあり方について検討します。

実施状況	(事業を検討中)
今後の方向性	・地域の特性に合わせた保全方法等について研究を進める。 ・一部の樹木については、保存樹木として指定。七百余所神社全体の扱いは、管理者をされている地元自治会とも話しをしていきたいと考えている。

②市街地内樹林地の保全（施策7）

- ・市街地内の樹林については、その現状把握とともに、環境保全林などの地域制緑地の指定や、緑とのふれあいの場としての活用方策について検討します。
- ・市民の森等は、市街地の中で自然や生き物に接する貴重な場として、**都市計画決定を行っている市民の森については買収を進めるなど**、今後も保全に努めるとともに、施設の維持・充実を図ります。また、**優良緑地確保計画認定制度などの活用を検討します。**

実施状況	・現在、都市計画決定を行っている市民の森について買収を進めている。
今後の方向性	・地域の特性に合わせた保全方法等について研究を進める。

③樹林地の維持管理の充実（施策8）

- ・樹林地の利活用や防犯などの観点も含めて、市民協働による市民の森等の維持管理や、環境保全林の草刈りなどを推進します。
- ・市民緑地制度やみどり法人制度の導入とそれによる樹林地の保全・維持管理など、樹林地の新たな保全や維持管理のあり方について検討します。

実施状況	・一部市民の森においては環境美化ボランティア制度により維持管理が行われている。 ・環境保全林の草刈りについては、定期的な働きかけを行っていく。
今後の方向性	・先行事例や関連情報の収集等に努めていく。

（２）名木・巨木の保全（施策９）

・市内に残る巨木や景観木など、貴重な地域の樹木については、保存樹木制度などによる保全を図ります。

実施状況	・緑化推進事業助成金を交付し保存樹木等の保全を図っている。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

（３）生産緑地地区の保全（施策 10）

・生産緑地地区については、農業と調和した良好な都市環境の形成に資するよう、農業従事者の意向を踏まえつつ、今後とも継続的な保全が図られるよう柔軟な運用に努め、その多面的な活用方策について、調査・検討を進めます。

実施状況	・令和４年度には生産緑地地区の新規指定を３地区、約 6,000 ㎡について実施。（令和５年度及び令和６年度は新規指定の要望無し） ・生産緑地地区で適正に農地管理が行われていることを確認するためのパトロールを実施。
------	---

今後の方向性	・市街化区域では生産緑地として住宅地と共存した営農が展開されている。今後も、農業生産のために有効活用される都市農地の保全に取り組む。
---------------	---

基本方針 1-3 水辺を守る

(1) 河川・水辺の保全

①主要な河川の保全・整備（施策 11）

- ・八千代市の水と緑の骨格軸として、~~位置づけた~~位置づけられている印旛放水路（新川・花見川）、神崎川、桑納川、石神川、勝田川、高野川及び花輪川を位置付けますの保全、維持管理等を県とも連携して推進します。また、印旛沼流域かわまちづくり計画に基づき、新川の総合的な利活用を推進することにより、保全・整備を図ります。

実施状況	・八千代市の水と緑の骨格軸として本計画にて位置づけを実施。 ・河川管理事業で保全・維持管理等の対応を行っている。高野川については、河川改修に向けて事業に取り組んでいる。 ・道の駅やちよ水辺拠点の整備が完了。 ・かわまちづくり計画における阿宗橋一里塚については、令和3年度に工事完成し、令和4年4月から供用開始している。八千代橋水辺拠点については、千葉県による護岸等の整備工事が令和3年度から令和4年度にかけて行われ、令和5年度に市施工による広場等の整備工事を行い、令和6年4月に供用開始。
今後の方向性	・道の駅やちよ水辺拠点の利活用に向けた調整を進める。

②小河川の多自然川づくりの推進（施策 12）

- ・小河川については、市内の重要なエコロジカルネットワークとなることから、自然性を重視した多自然川づくりに努めます。
- ・市民及び市民団体による小河川の維持管理を支援します。

実施状況	・花輪川の一部区間で NPO 法人が河川の維持管理等を行っている。
今後の方向性	・準用河川高野川改修事業の護岸詳細設計時に関係課と協議し多自然川づくりについて検討を行う。

③生き物が生息・生育できる川づくりの推進（施策 13）

- ・高度処理型合併処理浄化槽の普及及び生活排水対策の啓発を行っていくことで、水辺の生き物が生息・生育できるよう水質改善を図ります。

実施状況	・令和元年度26基，令和2年度12基，令和3年度11基，令和4年度13基，令和5年度12基，令和6年度9基の補助を実施。 ・平成元年度から，合計1,088基の補助を実施。
今後の方向性	・引き続き補助を実施

（２）湧水点の保全（施策 14）

- ・湧水の周辺には水生生物をはじめとした多くの動植物が生息・生育することから，**市民，事業者，行政が協働し**，湧水点の現状把握やその生息・生育地の保全に努め，水を中心とする生態系の維持を図ります。

実施状況	・ほたるの里づくり実行委員会やヤマトシクリの里づくり協議会と連携し，湧水周辺の環境保全活動を実施し，生態系の維持に努めている。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

（３）水循環の確保

①水源かん養地の保全（施策 15）

- ・重要な水源かん養地である谷津・里山及び水田の保全を図ります。

②雨水の地下浸透の推進（施策 16）

- ・建築物設置の際は，雨水浸透枳の設置や透水性の良い舗装の整備を推進し，雨水の地下浸

透を図ります。

実施状況	・ 里山保全活動により涵養林の保全を推進している。 ・ 多面的機能支払交付金や土地改良事業等での支援により水田の保全を図っている。
今後の方向性	・ 現行計画の取組を継続する。

基本方針 2（都市緑化）

美しく、心地良い、花と緑の都市をつくります

- ・八千代市の魅力を高めるため、市の花「バラ」及び市の木「ツツジ」、新川千本桜などによる花のまちづくりや、緑地・緑化協定の締結により、住宅地などにおける緑のまちづくりを推進します。また、公共施設の緑化を推進するとともに、屋上・壁面緑化などの多様な緑化手法の活用について検討します。

基本方針 2-1 花のまちづくりを推進する

（1）市の花「バラ」、市の木「ツツジ」の活用（施策 17）

- ・公共施設については、市の花「バラ」をテーマにした緑化施策を推進するとともに、市の木「ツツジ」のストックの活用を図ります。
- ・100 万本のバラ植栽構想に基づき、市の花「バラ」を活用した緑化を推進します。
- ・花のまちづくりを市民等と協働で進め、引き続き新規の環境美化ボランティアの受け入れを行っていきます。
- ・小学校入学時や戸建て住宅入居時などのバラ苗配布などを継続し、市の花「バラ」の普及を図ります。

実施状況	・市内小中学校等におけるバラの植栽や庁内関係部署における情報共有等のほか、ボランティア団体と今後の活動について協議を行い、バラに係る事業推進を図った。 ・小学校及び義務教育学校入学時におけるミニバラ苗の配布を市で行っている。結婚、出産住宅購入時などにおけるバラの記念樹購入助成を地域振興財団（旧：環境緑化公社）が実施した。 ・また、バラの普及啓発活動の一環として、市内小中学校等を対象にバラ苗の配布を希望するかの調査を行い、令和 5 年度は 7 小学校に計 48 個のバラ苗を配布した。
今後の方向性	・今後とも、新規の環境美化ボランティアの受け入れを行う。また新規と既存を問わず用具購入等の助成を行っていく。

（2）新川千本桜の活用（施策 18）

- ・新川千本桜について、市民ボランティアと（公財）八千代市環境緑化公社 八千代市地域振興財団と連携した桜の管理育成活動を推進し、新たな桜の名所となるよう努めます。観光資源等として活用を推進します。

実施状況	・継続して新川千本桜の植栽管理に取り組んでいく。なお、令和4年度は約80本の補植、令和5年度は83本、令和6年度は90本を補植した。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

基本方針2-2 緑のまちづくりを推進する

(1) 住宅地緑化の推進

①緑地・緑化協定の活用（施策19）

- ・緑地・緑化協定の締結指導について、今後とも推進し、計画的な緑化による緑豊かなまちなみの形成を図ります。また、継続的に敷地内の緑化が維持されるような仕組みづくりを検討します。
- ・市街地などの開発の際、自然環境への影響を最小限に抑えるため~~八千代市緑化推進指導要綱の見直しを図ります。~~ **八千代市緑化推進指導要綱に基づいた指導を実施していきます。**

実施状況	・令和4年度改正に緑化推進指導要綱の改正が完了した。
今後の方向性	・令和4年度改正の緑化推進指導要綱に基づいた指導を実施していく。

②多様な住宅地緑化の支援方策（施策20），③オープンガーデンの推進（施策21）

- ・（公財）**八千代市環境緑化公社** **八千代市地域振興財団**と連携し、都市災害の防止と景観の向上を図るため、生け垣緑化を推進します。
- ・（公財）**八千代市環境緑化公社** **八千代市地域振興財団**と連携し、講習会やイベントなどの開催などを通じて、各家庭によるガーデニングなどの緑化活動や生け垣、草花などによ

る緑化の維持・充実を推進します。

- ・個人の庭を一般に公開するオープンガーデンについて、八千代市で実現可能な方策について検討します。

実施状況	・地域振興財団が生け垣化に対する助成を行っている。 ・地域振興財団が定期的に「緑の講習」を実施している。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続し、先行事例等を研究していく。

（２）商業施設緑化の推進（施策 22）

- ・商業施設緑化については、花や緑により潤いある商業空間創出のため、緑地・緑化協定の推進や市の緑化事業との連携、優良事例の PR など、多様な緑化推進の方策について検討します。八千代市緑化推進指導要綱に基づく指導を行います。

実施状況	・令和4年度の緑化推進指導要綱の改正に際し、屋上緑化も緑化面積に含めることにしたことにより、多様な緑化を推進できるように改正。屋上や壁面の緑化を含めた指導を実施。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

（３）工場緑化の推進（施策 23）

- ・工場緑化については、隣接する周辺の工場との調和を図るよう、緑地・緑化協定による適切な指導を行います。また、緑化後の維持管理についてのチェック体制を検討します。

実施状況	・規模に応じ、県を含めた3者協定または、市との緑化協定の締結を行っている。 ・宅地の緑化については、これまで開発完了時に確約書の提出をもって完了としていたものを、開発とは別に緑化協定に対する検査を実施していく方針とした。
今後の方向性	・緑化推進指導要綱の改正に際し、具体的なチェック項目については追加は行わなかったが、チェック体制について、他市の事例等を参考に研究していく。

（４）公共施設緑化の推進

①公共施設などの緑化の推進（施策 24）

- ・公共施設などの緑化については、緑地・緑化協定の推進により、住宅地や商業施設などにおける緑化モデルとなるよう努めます。
- ・市新庁舎建設にあたっては、市民が豊かな自然を感じることができるように整備を行います。
- ・（公財）**八千代市環境緑化公社** **八千代市地域振興財団**で実施している花苗の配布を今後も継続し、環境美化ボランティア制度と連動させることにより、公園内の市民花壇の創出を推進します。

実施状況	・新庁舎建設およびみどりが丘小学校分離新設校において、関係部署等と協議し緑化協定を締結する。 ・花苗の配布の継続を促し、今後も普及啓発を行っていく。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。 ・市新庁舎建設にあたっては平成31年3月に策定（令和4年4月改定）した「八千代市庁舎整備基本計画」で掲げた基本理念に基づいて緑化を推進する。

②道路緑化の推進（施策 25）

- ・幹線的な都市計画道路については、周辺の土地利用状況や道路計画及び道路利用者の安全等を考慮したうえで、緑豊かな八千代市を印象づけるよう沿道緑化を図ります。また、市民参加による緑の維持管理の普及に努めます。
- ・歩行者が安心して移動できる歩行者専用道路や緑道など、良好に植栽された道路の整備を

推進します。

- ・~~街路樹に適した樹種の選定や配置などを考慮した計画の策定について検討します。~~八千代市街路樹管理計画に基づいて、街路樹の管理を推進します。
- ・植栽してから一定期間が経過し、老木化や大木化した植栽木が増加していることから、引き続き安全管理を優先に枯損木や支障木等の剪定や伐採を適宜実施します。

実施状況	・都市計画道路築造に向け、都市計画道路事業として用地買収を進めている段階。 ・令和4年8月に八千代市街路樹管理計画を策定し、計画を推進している。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

（５）緑化手法の検討

①屋上・壁面緑化などの推進（施策 26）

- ・都市緑化を進めるため、屋上・壁面緑化などの多様な緑化手法の活用を推進します。また、（公財）八千代市環境緑化公社 八千代市地域振興財団と連携し、公共施設を中心に施設管理者と協働し緑のカーテンづくりを推進します。

実施状況	・緑化推進指導要綱の改正に当たり屋上緑化を緑化面積に含めることとした。
今後の方向性	・令和元年度は（公財）八千代市地域振興財団において1件の支援事業を実施。今後も普及啓発を行っていく。

②八千代らしい植栽などの検討（施策 27）

- ・特色ある緑化の推進を目指して、市の花「バラ」及び市の木「ツツジ」を生かした八千代市らしい植栽のあり方について検討します。その際は、周辺の緑や郷土に本来ある緑にも配慮します。

- ・公共施設の植栽地の適切な維持管理や更新について、学識経験者などの意見を聞きながら検討します。

実施状況	・開発協議事前協議の際に緑化についてツツジやバラを考慮するよう指導を実施。
今後の方向性	・緑化推進指導要綱の改正案への盛り込みは見送ったため、今後の方向について検討を行う。 ・公共施設の植栽地の適切な維持管理や更新について、今後緑化審議会においてのテーマとして取り上げ、ご助言を賜りたいと考えている。

③大和田新田樹木見本園の有効活用（施策 28）

- ・大和田新田樹木見本園については、家庭などにおいて生け垣などの樹木を選ぶ際、参考となる施設としての利用を推進するとともに、樹木の育成の場としての有効な活用に努めます。

実施状況	・樹名板の設置を行った。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

基本方針 3（公園・緑地の整備）

市民に愛される公園・緑地を整備します

県立八千代広域公園の整備を促進するとともに、住区基幹公園を中心とした公園の計画的な整備に努めます。また、多様化する市民ニーズに対応し、市民に愛される公園の整備やリニューアルを進めます。更に、環境美化ボランティア制度による公園の維持管理体制の充実、都市公園法の改正に伴い要請が高まっている公園の多面的な活用について、検討します。

基本方針 3-1 公園を整備する

（１）広域公園（施策 29）

- ・県立八千代広域公園は、新川の流れと連続する斜面樹林による郷土景観を形成しており、自然環境と一体化した「水と緑の骨格軸」の機能を有し、市民の憩いやスポーツ・レクリエーション活動の場としての、需要にこたえる施設整備を県に要請していきます。

実施状況	（事業実施中）
今後の方向性	・千葉県に対し整備を引き続き要請する。

（２）都市基幹公園

①運動公園（施策 30）

- ・八千代総合運動公園は、市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、**施設の充実とその維持管理 指定管理者制度による効率的な管理運営や公園機能の充実**を図るとともに、広域公園との一体的な利用を図ります。

実施状況	・指定管理者制度の導入による効率的な管理運営や公園機能の充実に努めている。
------	---------------------------------------

今後の方向性	・広域公園との一体的な活用については、事業主体である千葉県と協議を実施していく。
--------	--

②総合公園（施策 31）

- ・村上緑地公園の果たすべき役割や維持管理のあり方などについて検討し、施設の充実を図ります。

実施状況	・指定管理者制度の導入による効率的な管理運営や公園機能の充実に努めている。
今後の方向性	・引き続き UR の団地再生事業等との連携も含め検討を行う。

（３）住区基幹公園

①街区公園（施策 32）

- ・街区公園は、利用者である地域住民の身近な憩いの場となるよう地域住民と協働し、整備及び維持管理に努めます。
- ・開発に伴う提供公園を街区公園として位置付けるとともに、公園不足地域においては、公共施設用地や空き地などの有効活用により、可能な限り街区公園の機能を補完するよう努めます。
- ・雨水浸透機能を付加させた雨庭（レインガーデン）など、生活環境と防災を統合した自然活用型のまちづくりに努めます。

実施状況	・開発移管公園については、利用者である地域住民の意見をできるだけ取り入れながら公園整備を実施している。
------	---

今後の方向性	公園不足地域については主に調整区域であるため開発行為等による公園の設置があれば街区公園としての位置付けとする。
--------	---

②近隣公園（施策 33）

- 西八千代北部特定土地区画整理事業地内において~~2箇所~~1箇所の整備を推進します。
- 既設の近隣公園については、防災機能やレクリエーション機能の充実及び憩いの場として、~~施設の維持管理に努めます~~指定管理者における維持管理を行い、機能の充実に努めます。

実施状況	- 西部近隣公園は令和4年9月に供用を開始した。南部近隣公園は整備工事を進めていて、令和8年度に完成予定。 - 指定管理者における維持管理を行い、機能の充実を図るよう努めている。
今後の方向性	指定管理者における維持管理を行い、機能の充実を図るよう努める。

③地区公園（施策 34）

- 萱田地区公園は、市内で3番目に大きい公園として、市民のレクリエーションや憩いの場として~~施設の維持管理に努めます~~指定管理者における維持管理を行い、機能の充実に努めます。

実施状況	引き続き指定管理者による管理を実施している。
------	--

今後の方向性	・指定管理者における維持管理を行い，機能の充実を図るよう努める。
--------	--

（４）市民の森等・都市緑地など（施策 35）

- ・市民の森等の永続的な土地の確保に努めます。
- ・緩衝緑地帯や市街地内の樹林の保護など，それぞれの機能の維持・充実に努めます。

実施状況	・現在，都市計画決定を行っている市民の森について買収を進めている。
今後の方向性	・今後も，適切な維持管理を行っていく。

（５）公園整備手法

①ユニバーサルデザインの導入推進（施策 36）

- ・都市公園の新設やリニューアルに際しては，ユニバーサルデザインを採用するとともに，遊具や休養・便益施設などの使い勝手の向上を図り，誰もが快適に利用できる公園づくりに努めます。

実施状況	・開発提供公園等の新設公園についてバリアフリー化を推進している。 ・整備を進めている南部近隣公園はインクルーシブ遊具の導入及び園路のバリアフリー化を計画している。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

②市民緑地制度の活用検討（施策 37）

- ・都市公園と同等の機能を果たすものとして，市民緑地制度の活用により，民有地を活用したオープンスペースの確保について検討します。

実施状況	
今後の方向性	・ 希望があれば対応を行う。推進方法については検討中。

基本方針 3-2 公園を維持管理する

（１）公園の維持管理の充実

①公園の維持管理体制の充実（施策 38）

- ・都市公園の維持管理については，環境美化ボランティア制度による市民との協働管理を進めます。
- ・規模の大きな公園については，~~必要に応じて指定管理者制度を取り入れるなど，公園の特性を踏まえた適切な維持管理に努めます。~~指定管理者における維持管理を行い，機能の充実に努めます。

実施状況	・ 市内近隣公園以上の規模の公園を対象に指定管理者制度の導入を実施した。
今後の方向性	・ 引き続き新規の環境美化ボランティアの受け入れを行っていく。

②遊具などの安全性確保（施策 39）

- ・都市公園については，利用者の安全の確保を図るため，遊具や施設などの定期的な点検・整備に努めます。

実施状況	・年1回公園遊具・施設等点検を委託業者を入れ行っている。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

（２）公園のリニューアルの推進

①市民ニーズを踏まえた公園の再生（施策 40）

- ・都市公園のリニューアルに際しては，市民参加を推進し，地域住民との懇談会，ワークショップなどの手法により施設配置や利用方法の検討を進め，地域住民のニーズに合った公園づくりに努めます。

実施状況	（未着手）
今後の方向性	・リニューアルではないが，今後建設予定である公園の建設にあたっては周辺住民の方のご意見を聴いていきたいと考えている。

②公園施設長寿命化の検討（施策 41）

- ・身近な公園については，予防保全型管理を図り，既存公園の有効活用及び整備費の削減，安全確保を重視した公園のリニューアルを検討します。

実施状況	平成23年度～令和2年度の10年間で策定した公園施設長寿命化計画の延伸や次計画の策定を検討したが、遊具や施設の修繕要望が多数あることから、要望箇所や緊急性の高い箇所の修繕を優先している。
今後の方向性	現行計画の取組を継続する。

③樹木の維持・再生計画の検討（施策42）

- 植栽してから一定期間が経過し、老木化や大木化した公園の植栽木などの樹木が増加していることから、~~その計画的な維持・再生について検討します。~~引き続き安全管理を優先に枯損木や支障木等の剪定や伐採を適宜実施します。

実施状況	安全管理を優先に枯損木や支障木等の剪定や伐採を適宜実施している。
今後の方向性	- 市内公園等の全体的な維持・再生については効率的な維持管理等を研究し計画的な整備について検討していく。 - 樹木医に点検委託を出すことで危険木の早期発見を行う。

基本方針 3-3 公園を活用する

(1) 防災機能の強化（施策 43）

- ・県立八千代広域公園については、災害発生時における広域避難場所の指定を行い、救援活動の拠点としての機能を有した公園となるよう、県と調整を図ります。
- ・八千代総合運動公園については、災害発生時の広域避難場所の機能を有する都市公園として有効に機能するよう、地域防災計画などの施策と連動し、救援活動の拠点となるような公園整備を検討します。
- ・市民の森、近隣公園などについては、災害発生時の一次避難場所の機能を有する都市公園として、その立地状況を勘案し、防災機能の観点からの整備を検討します。

実施状況	・大規模災害発生時の災害廃棄物の仮置き場として保品近隣公園を活用することを決定。
今後の方向性	・今後、千葉県と調整を行っていく。 ・公園内施設の利用や改修等も踏まえたうえで検討していく。 ・地域防災計画上の位置づけ等も勘案しながら検討していく。

(2) 公園の多面的な活用方策の検討（施策 44）

- ・平成 29 年の法改正で可能となった、都市公園の再生・活性化に向けた多面的活用については、公園の持つ緑やオープンスペース確保の重要性に十分配慮しつつ、八千代市の実情や市民ニーズなどを踏まえ、その導入のあり方について検討します。

実施状況	(事業検討中)
今後の方向性	・先行事例や関連情報の収集に努める。

基本方針 4 ~~（生物多様性の確保）~~

（グリーンインフラの推進による生物多様性の確保）

~~生物の多様性に配慮したエコロジカルネットワークを形成します~~

グリーンインフラを活かしてエコロジカルネットワークの形成を推進します

谷津・里山などの八千代市の豊かな緑には、希少水生植物のヤマトミクリの群生や豊かな里山の生態系のシンボルであるオオタカなど、多種多様な生物が生息・生育しています。

こうした豊かな自然を守り育てるため、生物多様性に配慮した計画の策定に努めます。また、健全な生態系の保全やビオトープ空間の創出、緑の保全、都市の緑化、公園・緑地の整備など、様々な場面を通じ~~たエコロジカルネットワークの形成を進めます。~~てグリーンインフラを整備し、生物多様性の確保はもとより、気候変動対策や市民の幸福度(well・being)の向上等、緑地の持つ多面的機能の活用を図ります。

基本方針 4-1 生物多様性に配慮した計画と連携する

（1）生物多様性に配慮した地域づくり（施策 45）

- ・担当部局と連携し、平成 30 年度から令和元年度にかけて実施した「八千代市自然環境調査」の結果をもとに生物多様性地域戦略の策定に努めます。
- ・生物多様性地域戦略の策定後は、同計画と連携し、生物多様性に配慮した地域づくりを推進します。
- ・市民団体などと連携し、都市化の進行により貧弱化した動植物の生息・生育地の保全に努めます。

実施状況	・ほたるの里づくり実行委員会やヤマトミクリの里づくり協議会など市民団体と連携し、保全活動を実施している。
今後の方向性	・平成 30 年度から令和元年度にかけて実施した「八千代市自然環境調査」の結果をもとに生物多様性地域戦略策定を検討する。 ・生物多様性の所管課の状況を踏まえ、計画策定時には連携を図る。

（2）希少な動植物保護方策の検討（施策 46）

- ・市民団体などと連携し、平成 30 年度から令和元年度にかけて実施した「八千代市自然環境調査」の結果をもとに八千代市において保護が必要と考えられる貴重な動植物を対象としたレッドデータリスト（絶滅危惧種等をリスト化したもの）などの作成を検討します。

- ・希少な動植物の保護方策については、**八千代市第3次環境保全計画（改訂版）**など生物多様性に配慮した計画と連携し、その方策を検討します。

実施状況	(今後実施見込み)
今後の方向性	・平成30年度から令和元年度にかけて実施した「八千代市自然環境調査」の結果をもとにレッドデータリストなどの作成を検討する。 ・第3次環境保全計画に基づき、方策を検討していく。

基本方針4-2 健全な生態系を保全する

(1) 希少な動植物の調査・把握（施策47）

- ・希少な動植物の生息・生育が確認されている場所においては、市民団体と連携し、定期的な調査を実施するとともに、その状況の把握に努めます。

実施状況	・ほたるの里のニホンアカガエルや島田谷津のヤマトミクリ等について、市民団体と連携し、モニタリング調査を実施している。その他、情報提供のあったものについては随時、確認を行っている。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

(2) 外来生物への対応（施策48）

- ・生態系へ被害を及ぼすまたは及ぼすおそれのある外来生物については、規制や防除などの普及啓発に努めます。

実施状況	千葉県及び市農政課と連携し、市内に生息・生育するアライグマ、ハクビシン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ等の外来生物の駆除や HP 等による啓発を実施している。
今後の方向性	・ 現行計画の取組を継続する。

基本方針 4-3 ビオトープ空間を創出する

(1) 都市緑化の際の多様性配慮（施策 49）

- ・ 生き物の生息・生育に配慮した緑化ガイドラインの作成など、都市緑化において可能な方策について検討します。
- ・ 商業施設などの民間施設の緑化については、緑地・緑化協定により、生き物の生息・生育に配慮した植栽や、身近な生き物との共生とふれあいの空間づくりを推進します。

実施状況	(事業検討中)
今後の方向性	・ 先行事例や関連情報の収集等に努めていく。

(2) ビオトープの管理（施策 50）

- ・ 動植物とふれあう自然空間を作るため、**八千代市第3次環境保全計画(改訂版)**に基づき、ほたるの里などを含め、ビオトープの管理を継続します。

実施状況	・ほたるの里は、八千代市ほたるの里づくり実行委員会との協働で月1回程度の環境整備を実施し管理を行っている。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

(3) ほたるの里の保全・活用（施策 51）

- ・ほたるの里は、市民団体などと協力し、多様な生き物が生息・生育する場として保全するとともに、環境学習の場として活用を図ります。

実施状況	・市民団体と連携し、環境整備活動やおやこ生き物探検隊などの環境学習の場として活用している。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

基本方針 4-4 ~~エコロジカルネットワークを確保する~~グリーンインフラのネットワークを形成する

(1) 骨格的な~~エコロジカルネットワークの保全~~グリーンインフラの確保（施策 52）

- ・印旛放水路（新川・花見川）、神崎川、桑納川、石神川、勝田川、高野川、花輪川については、水や水辺の生き物とふれあえる貴重な親水空間として、印旛沼流域かわまちづくり計画の推進などにより、永続的な保全を図ります。また、河川・谷津・樹林地・農地などの連続した環境については、~~エコロジカルネットワークとして機能するように、その保全に努めます。~~ネットワークを形成して連続性を確保することで、エコロジカルネットワークとして生物多様性を確保することはもとより、気候変動対策や市民の幸福度(well・being)の向上等、緑地の持つ多面的機能の活用を図ります。

実施状況	・道の駅やちよ水辺拠点の整備が完了した。引き続き利活用に向けた調整を進める。 ・かわまちづくり計画における阿宗橋一里塚については、令和3年度に工事完成し、令和4年4月から供用開始している。八千代橋水辺拠点については、千葉県による護岸等の整備工事が令和3年度から令和4年度にかけて行われ、令和5年度に市施工による広場等の整備工事を行い、令和6年4月に供用開始。 ・花輪川の一部区間については、NPO 法人が中心となり保全活動を行い、水や水辺の生き物とふれあう機会を作っている。
今後の方向性	・道の駅やちよ水辺拠点の利活用に向けた調整を進める。

（２）まちなかエコロジカルネットワークでのグリーンインフラの確保（施策 53）

- ・都市公園・市民の森・都市緑地・生産緑地地区などの市街地内の緑地については、小鳥や昆虫などの生き物の行動圏に配慮して街路樹・民有地の植栽・ビオトープなどによりをネットワーク化し、小鳥や昆虫などの生き物の行動圏に配慮した、飛び石型のエコロジカルネットワークの確保を図ります。生物多様性の確保はもとより、身近に自然を感じられる潤いある空間づくりを推進するとともに、その多面的機能の活用を図ります。

実施状況	（事業検討中）
今後の方向性	・地域ごとの特性に応じたネットワークづくりを検討していく。

基本方針5（緑の取り組み）

緑に親しみ、みんなで育てます

水や緑とのふれあいが、多くの人の様々なライフステージにおいて展開できるよう、水や緑に親しむ環境づくりを進めます。また、八千代市ふるさとの緑を守る条例の見直しなど、緑の制度の充実を図り、市民や市民団体、事業者など、多様な主体が連携・協力する、緑に親しみ、みんなで育てる仕組みづくりを進めます。

基本方針5-1 緑に親しむ仕組みづくりを進める

（1）緑の情報発信（施策 54）

- ・緑化に関する助成制度など緑に関する情報については、広報紙・インターネット、SNS などによる情報発信に努めます。

実施状況	・（公財）八千代市地域振興財団が行っている事業等について、広報紙、市ウェブページ、イベント情報メール、LINE メッセージ等による情報発信を行っている。
今後の方向性	・現行計画の取組を継続する。

（2）緑に親しむ機会の充実

①自然とふれあう活動の充実（施策 55）

- ・自然観察会などの身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性や自然環境の保全について、市民意識の向上を促します。
- ・八千代市~~第2次~~第3次環境保全計画（改訂版）に基づき、環境学習・環境教育の推進を図ります。また、子どもたちの緑を育む機会の創出を検討します。

実施状況	・自然観察会（里山歩き）を実施している。 ・教科横断的に環境教育に取り組んでいる。また、子どもサミットでは地域ごとにSDGsの達成目標を掲げ、活動を行っている。
------	---

今後の方向性	・ 現行計画の取組を継続する。
--------	-----------------

②緑化活動の機会の創出（施策 56）

- ・ 市民による緑化活動の機会を創出するため、（公財）**八千代市環境緑化公社** **八千代市地域振興財団**と連携し、緑化コンテストやイベントなどについて、内容の充実を図るとともに継続的な実施に努めます。

実施状況	・ （公財）八千代市地域振興財団が行っている事業についての支援を実施。
今後の方向性	・ （公財）八千代市地域振興財団が行っている事業についての支援を継続する。

（３）協力体制の構築

①市民・市民団体との協力（施策 57）

- ・ 環境美化ボランティア制度を基本に、市民及び市民団体による緑づくり活動の推進に努めます。
- ・ 環境美化ボランティア制度について、団体同士の意見交換や情報共有が可能な交流会を継続し、活動の活性化を図ります。

実施状況	・ 環境美化ボランティアの方々に資材の提供等を実施。
------	----------------------------

今後の方向性	・ 今後は定期的な開催ではなく、必要に応じて開催する。
--------	-----------------------------

②（公財）八千代市環境緑化公社 八千代市地域振興財団との協力（施策 58）

- ・（公財）八千代市環境緑化公社 八千代市地域振興財団と協力し、各種イベントや緑化活動、情報発信などの充実を図ります。

実施状況	・（公財）八千代市地域振興財団が開他している緑の相談会・講習会について、広報紙、市ウェブページ、イベント情報メール、LINE メッセージ等による情報発信を実施。
今後の方向性	・ 現行計画の取組を継続する。

基本方針 5-2 緑の制度の充実を図る

（1）緑に関する条例の強化（施策 59）

- ・ 八千代市ふるさとの緑を守る条例については、緑づくりを推進する市民活動への支援体制や、新たな緑地保全制度の創設など、本計画の施策の実現を図るために必要な見直しを検討します。

実施状況	（事業検討中）
------	---------

今後の方向性	・ 先行事例や関連情報の収集等に努めていく。
--------	--

（２）助成・基金（施策 60）

- ・ (公財) **八千代市環境緑化公社** **八千代市地域振興財団** が行う緑化推進事業への支援を行います。
- ・ 緑づくりを推進する市民団体などの活動に応じ、機材の支給などの支援に努めます。

実施状況	・ 自立した運営を促しつつ、補助金を継続し支援する。 ・ 環境美化ボランティアの方々に資材の提供等を実施。
今後の方向性	・ 現行計画の取組を継続する。

（３）みどり法人制度の導入検討（施策 61）

- ・ 緑地の保全及び緑化の推進に取り組む担い手を市が認定するみどり法人制度について、八千代市での活用が可能か検討を進め、民間活力を生かした緑とオープンスペースの確保を図ります。

実施状況	
今後の方向性	・ 希望があれば対応を行う見込みであるが、推進方法については検討中。

(4) 緑の維持管理方策の総合的な検討（施策 62）

- ・公園・緑地をはじめとする公共施設の植栽地については，その施設管理者と協議し，適切な維持管理や更新のあり方について検討します。

実施状況	(事業検討中)
今後の方向性	・施設管理者の意見も聴取し，検討していく。